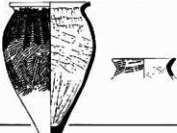












川除1期	
川除2期	
川除3期	
川除4期	
川除5期	
川除6期	
川除7期	

第741図 変形土器編年案

川除1期	
川除2期	
川除3期	
川除4期	
川除5期	
川除6期	
川除7期	

第742図 鉢形土器編年表

川除1期	
川除2期	
川除3期	
川除4期	
川除5期	
川除6期	
川除7期	

第743図 高环形土器編年表

川除1期	
川除2期	
川除3期	
川除4期	
川除5期	
川除6期	
川除7期	

第744図 器台形土器編年案

第2節 古墳時代後期の土器

ここでは、古墳時代の須恵器とそれに伴う土師器を概観する。

なお、古墳時代の下限については、いわゆる飛鳥時代を含めることとする。

土器は、5世紀末頃のもの、7世紀代のものに大きく分かれることが判明し、前者を川除8期、後者を川除9期とよぶ。

内訳 本報告書に掲載した土器の点数は、須恵器62点、土師器79点のみであり、その内訳を器種別に概観すると以下のようになる。

川除8期の須恵器には、蓋・環・有蓋高環・鉢・壺形甕・甕などの諸器種があり、土師器には壺・甕・鉢・高環・甕・製塩土器などがある。

川除9期の須恵器には坏A・B⁽¹⁾、長頸壺・直口壺・平瓶などがあり、土師器には鉢・高環などが認められる。この時代の土器は、8期のものと比べると量的に少なく、またそのなかでも土師器の占める割合はごくわずかである。

遺物の分布 8期の遺物はI区では認められず、大半はIV区の小嶺高地dに展開する遺構群に伴って出土したものである。

9期の遺物は、II区SD58、III区からII区にかけてのびる溝SD54、III区の溜池およびこれと接続するSD83・SD86から少量が出土している。

出土状況 溝などの遺構から出土したものについては、時期的な幅がかなりあるものを含む。

一括性の高い資料として、IV区のSH76出土土器群が挙げられる。当住居跡はいわゆる焼失住居であり、床面直上の炭化材や鉄器とともに多くの土器が、原位置に近いと思われる状況で検出された。焼失後の土器の片付けなどは行われていない模様であり、編年作業の良好な資料となるものである。

以下では、量的に多く出土している8期の土器を主に取り上げ、器種ごとの概略を述べたのち川除8・9期の土器の編年の位置づけを試みることにしたい。

1. 須恵器

蓋坏

形態 量的にまとまって出土しているSH75・SH76の蓋坏の観察によれば、蓋・坏身とも天井部や底部に丸みをもつものが多い傾向にあるが、蓋については、①、天井部と体部の境に段をもち、比較的長い体部がやや外方に開いてのびるものと、②、天井部と体部の境に稜を形成し、体部がほぼ垂直に下るもの二種類に分かれそうである。前者は口縁端部に水平な面をもち、後者は内傾する面をもつ。量的には②が優勢のようである。

これに対して坏身には顕著な形態差が認められない。

口径 蓋の口径は、SH75で11.6~13.7cm、その平均は12.9cm、SH76では11.9~12.8cm、平均値12.4cmを測る。坏身の口径は、SH75で10.4~11.6cm、平均で10.8cm、SH76で10.6~11.6cm、平均値は11.2cmを測る。

当遺跡の周辺に所在するほぼ同時期の郡塚1号窯跡(三田市)⁽²⁾出土例には、口縁部径が

10cm前後のものが多いとされ、当遺跡のものはこれより若干大きいことが分かる。

削りの方向 資料数が少ないため参考にならないかもしれないが、SH75とSH76の資料について、蓋および坏身の回転ヘラ削りの方向を記せば以下のとおりとなる。

SH75については、時計回りのものが9点、逆時計回りのものが6点であり、SH75の蓋では、時計回りのものが3点と少なく、逆時計回りのものが11点である。

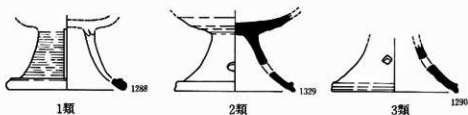
ヘラ記号 1206の坏底部には「米」形の、1597の甕底部には「V」字形の記号が認められた。

高坏

須恵器の地方色は、高坏脚部に顕著に現れること、そしてその原因は拡散のもととなった大阪府・陶邑窯での違いに求められるという考えが提出されている¹⁵⁾。

脚部の分類 当遺跡の高坏は資料数が少ないものの、その形態は画一的ではなく、第745図に示すとおり以下の3種類に大きく区別される。

- 1類：長方形の透孔を四方にもつもの。脚端部の形態は比較的単純で、肥厚しながら丸くおさめる。
- 2類：小円孔を三方にもつもの。脚端部を上下に拡張することにより、比較的広い端面をなすもの。
- 3類：小さな正方形の透孔を三方にもつもの。脚端部を上方にわずかにつまみ出すことによって、狭い端面を形成するもの。



第745図 高坏脚部の分類

1類については、陶邑ではTK23型式にはほぼ消失するとされる¹⁶⁾ことから、当遺跡のなかではやや古相を示すものと捉えられる。

2類は出土例も多く、一般的に認められる型式であるが、陶邑窯内でも大野池地区や光明池地区に多いとされるものである¹⁵⁾。

3類は出土例が少なく、陶邑窯内では光明池地区のKM233号窯やKM265号窯¹⁶⁾で、また兵庫県下では若干時期が新しいが、金ヶ崎窯（明石市）¹⁷⁾で出土している。

先述の郡塚1号窯においては2類が通例とされており、他のタイプの出土は認められない。また、焼き上りの状況の違いや、蓋坏の口径の差異を考えれば、当遺跡の須恵器はこの窯以外から供給されたと考えるのが妥当である。出土例の比較的少ない3類についても、陶邑・KM233号窯や金ヶ崎窯などは透孔の数・形態では一致するものの、脚端部の形態が異なることから、現状では供給元を確定するような資料にはなりえない。

その他の器種

SH75出土の1185は、他にあまり類例をみないタイプの器種である。SH75は、若干新しいタイプのものを混入する資料なので、この個体が5世紀末に位置づけられるとは断定

できないが、同時期のSII74の埴土からも同一型式と考えられる個体の口縁部小片が出土しているため、大きな時間的な隔たりはないものと思われる。有蓋の短頸壺の変異形かとも思われたが、蓋と組みあうものではなさそうで、本報告では鉢として扱った。当遺構の年代よりも時間的に下がる大山谷1号窯址(西脇市)採集品¹⁹⁾に近似した形のものが認められるが、陶邑古窯址群にも報告例がなく、周辺の郡塚1号窯跡にも類似のものはない。

胎土分析の結果

須恵器の胎土の自然科学的分析を、奈良教育大学の三辻利一教授に依頼した。

分析資料の選別基準は以下の2点である。①、いわゆる焼失住居であるSH76の床面出土土器の全個体(15点)を分析し、消費生活の単位である1棟の竪穴住居で使用されていた須恵器の、製作および流通に関するデータを得ること、②、類例のさほど多くない個体、すなわち高坏脚部3類である1290や、鉢(1185)の胎土の特徴を知ること。

三辻氏のコメントによれば、選別した試料の分析値はまとまりをもち、陶邑古窯址群の値に近似しているとうことであるから、少なくともSH76においては、大阪府・陶邑古窯址群からの須恵器の一元的な供給を受けており、他の類例の乏しい須恵器についても同窯産の可能性が高まった。

以上から、当遺跡の5世紀末の須恵器は、地方窯(郡塚1号窯跡)の製品ではなく、当時の須恵器生産の先進地である陶邑古窯址群からの供給を受けている可能性が高く、地方窯の位置づけの点においても興味深い結果が得られた。

2. 土師器

土師器は、この時期に新しく出現するものと、前代から変化しながら続くものとに分かれる(第746図)。ただし、この時期の土師器は量的に少ないため、分類も的確とはいえない。

壺

広口壺(壺A)と直口壺(壺I)がある。いずれも球形の体部と、丸底の底部をもつ。

〔壺A₁〕 外反する口縁部をもつ大型の壺であり、口縁部と体部の境の明瞭なもの。体部の調整は外面に縦方向のハケメ、内面に縦および斜め方向のヘラケズリを施す。

〔壺A₂〕 外反する口縁部をもつ小型の壺であり、体部から口縁部への移行が緩やかなもの。体部の調整は、外面に縦方向のハケメ、内面に縦および斜め方向のヘラケズリを施す。

〔壺I₁〕 いわゆる直口壺のうち口縁部の長いもの。器高の約1/3を占める口縁部をもち、体部には横方向のハケメを施す。

〔壺I₂〕 いわゆる直口壺のうち口縁部の短いもの。口縁部は器高の約1/4程度の長さで、締まった頸部から外反してのびる。

甕

甕には、7期から継続する器種である甕Fに加え、甕Gが出現する。

〔甕F〕 口縁部の特徴は7期のものと変化しないが、体部の張りが少なくなるようである。体部外面の調整は縦方向のハケメ、内面には時計回りのヘラケズリを施している。

〔甕G〕 体部から口縁部への移行が緩やかなものを甕Gとよび、体部最大径が体部下半にあるも

のを變G₁、肩部にあるものを變G₂と細分する。

變G、特に變G₁と広口壺とした壺A₂とは、体部外面のハケ調整、内面の逆時計回りのヘラケズリなどといった器壁の調整技法だけでなく、体部から口縁部への緩やかな移行といった器形の特徴も共通するもので、区別は困難である。ここでは、体部最大径に対する頸部の割合が比較的大きいものを壺A₂、小さいものを變G₁とした。

鉢

- 〔鉢J〕 丸い底部から直立ないしは内湾する口縁部へ連続するものを鉢Jとする。半球形の体部をもつ点で、6・7期における鉢Iとは区別されるものである。法量は、器高5cm、口縁部径11cm前後に集中し、これは須恵器の坏身の法量に酷似している。

高坏

高坏には、7期から続く高坏C₂や高坏Eの他に高坏Hが出現している。

- 〔高坏C₂〕 7期のものに比べれば、口縁部の外傾度に大きな変化はないが、その長さがのびる傾向にある。脚部の柱状部内面には、時計回りのヘラケズリが施され、水平に近く屈曲してのびる裾部にはナデ調整が確認できる。口縁部内外面や脚部の外面にはヘラミガキは認められず、ハケ仕上げを基本とするようである。また、成形にあたっては円盤充填手法が認められるものである。

- 〔高坏E〕 SH71やSH75などから少量の出土がみられるのみであるが、前代から存続しているものとして取り上げる。

比較的浅い碗形の坏部と、円錐形にひろがる柱状部、なだらかにのびる裾部をもつものである。柱状部内面にはヘラケズリは施されず、紋り目が確認できる。

- 〔高坏H〕 確実にはSD129からの1点しか出土していない。

比較的深い碗状の坏部と、円錐状の柱状部から斜めに屈曲する裾部をもつもの。柱状部の内面には紋り目が残ることを通例とし、ヘラケズリは施されない。成形にあたっては脚部と坏部を別個に作成し、接合部外面に粘土の補強を行うようであり、この部分の厚さが際立つものである。

韓式系土器

当遺跡で高坏Hとした1337は、硬質の焼きのものが多く、坏部内面に暗文が施され、ハケメが多様されるという特徴をもって、韓式系土器の範疇に入るとはならないかとされる高坏¹⁰⁾に形態が類似しているが、焼成や調整技法の点からはこれと一致するとはいえない。しかしながら、成形方法およびその反映である器形の特徴からみて、韓式系土器の影響を受けたものと捉えるべきと考えられる。

甗

この時期に出現する器種の一つであり、器高や器壁の調整などの点で画一的ではない。外面には縦方向のハケメを施すものが多いが、ヘラケズリのままのものもある。内面には、口縁部付近にハケメを施してヨコナデを行うものが通例であるが、体部下半については、縦方向のヘラケズリ以外にハケメを施すものが認められる。

製塩土器

SH75・SH77から数点ずつが出土している。

全形の知れるものがないが、台脚のない薄手小型で丸底を呈する器形と思われる。いず

れの器壁も磨滅しており、調整手法の観察は困難である。しかし、大阪湾南部地方や備讃瀬戸地方で多く確認されている¹¹⁰⁾ような、体部外面に並行タタキが施されたものは含まれていない。貴志・下所遺跡（三田市）でも同時期の製塩土器が出土しており、当遺跡と同様、タタキのあるものは知られていない¹¹¹⁾。

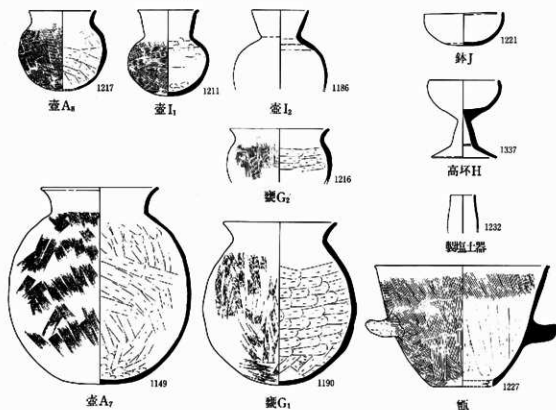
当遺跡は、大阪湾に流れ込む武庫川を約30km遡った内陸部に位置している。これらの製塩土器は、塩を容れた状態で当地にもたらされたものと考えられる。二次的な熱変を受けた資料もあるようだが、焼失住居埋土中からの出土のものであり、当遺跡においては、保存に耐える焼き塩の生産を行ったと断定できる資料はない。

また、塩の供給元の追求を目的とした製塩土器の胎土分析の結果、摂津・播磨両地域の固有範囲からははずれた分析結果が得られたものの、土器製作地の厳密な比定は不可能であった。今後、製塩土器の考古学的、自然科学的な特徴の把握が各地域ごとに進められるべきであろう。

3. 編年の位置づけ

この時期の土器は、先述したように川除8期と川除9期に分けられるが、両者の間には時間的な隔たりが認められ、また9期以降は中世前半まで時期的な空白期間がある。

このため、以下においては、8・9期それぞれについて他地域の土器との併行関係を確



第746図 古墳時代土器の型式分類

認すること、および7期と8期の土師器について、器種の消長を含めた比較を行うことの2点について記すこととする。

川除8期 S II 75・S II 76を基礎資料とする。他にこの時期に属する遺物は存在するが、器種の揃った資料がないことと、時期的に幅があるものを含んでいることから、これらは良好な資料とはいいがたく、補助的に扱うこととする。

須恵器 壺・坏・有蓋高坏・鉢・壺形甕・甕などがある。

器種ごとの特徴については、先述しているので、ここでは編年の確立している大阪府・陶邑古窯址群¹⁰⁾のものと比較し、相対的な年代を与えることとする。

坏についてはTK23型式のものに類似するものが多数を占めており、この時期のものが優勢である。これ以降の資料は極めて少数であり、TK23型式よりも古相を示すものが散見される点に注意される。

このことは、TK23型式にはほぼ消失するといわれるの四方透かしの有蓋高坏が存在することや、外面に細かな平行タタキをもち、内面の同心円文をナゲ消す壺体部片が存在し、また、蓋坏の天井部あるいは底部の回転ヘラケズリの及ぶ範囲が比較的広いと思われることにも裏付けられるものである。

したがって、陶邑TK23型式併行の時期が主体を占め、これよりも古く位置づけられるものを含む可能性が高いと考えられる。

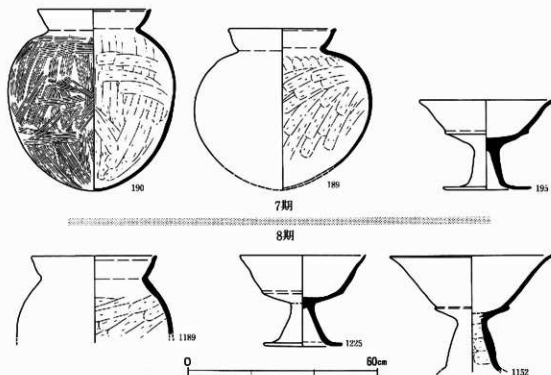
土師器 壺・甕・鉢・高坏・甕・製塩土器がある。

若干の検討にあたって、まず、7期には存在するが、8期には認められない型式を挙げることとする。壺では、二重口縁壺(壺B)や小型丸底壺(壺H)、甕ではV様式系の甕(甕B)、鉢では小型丸底鉢を含む大小各種のものが消滅し、鉢Jや須恵器の蓋坏がこれとてかわるようである。器台も7期に存続していた小型のもの(器台E・F)がなくなり、器台は8期にはみられない器種となる。しかしながら、7・8期とも資料数の不足は否めないため、断定することはできない。

これら消失する器種に代わり、壺A₇・壺A₈・壺I₁・壺I₂、甕G、鉢J、高坏H、甕など8期に新しく出現するようである。これらのうち、壺Iについては他の遺跡の状況を見るかぎり7期に存在した可能性は高いが、壺A₇・壺A₈・甕G、鉢J、高坏H、甕については、須恵器の導入に伴って大塚から新しく渡来した器種と考えられる。韓式系土器の流れをくむ長胴の甕や、内面に稜をもつ底部ヘラケズリの坏などの存在がみられないことを除けば、当遺跡における土師器の器種の消長は、韓式系土器の濃密な分布地域である中・南河内地域の状況と大差が認められない¹¹⁾。

また、甕Gにおける体部内面のヘラケズリは、従来から続く布留式の甕Fのそれと方向が全く異なり、逆時計回りになっている。このことの示す意味については明らかにできなかったが、製作工程の違い等、系譜的には両者がつながらないことを示す可能性がある。次に、7・8期に共通してその存在が認められるが、この間に形態変化を遂げるものについて記すこととする。

壺 7期における甕Fは、長胴化していく布留型の甕の流れのなかにおいては比較的新相を示すと考えられる。これに対して、8期のものは肩部の張りが極端に弱くなるという点が



第747図 壺・高環の比較

指摘でき、両者の識別は比較的容易である(第747図)。また、先に記した甕Fと甕Gにおける体部内面のヘラケズリの方向の差異は、7期の甕Fと8期の甕Fとの間には確認できない。

- 高環** 8期の高環C₂は、7期のSH14出土資料と比較すれば、基本的な形態を崩すことなく口縁部の長大化をひきつづき指向していることが分かる(第747図)。
- 併行関係** 須恵器を主体とした併行関係の検討から、以上の土器群は陶邑TK23型式併行の時期が主体を占めることが判明した。実年代でいえば5世紀末の時期とされるものである。
- 川除9期** SD58、溜池およびSD83出土土器がある。これらは、量的に少ないものであったり、時期的に幅があるなどの点で、必ずしも良好な資料とはいえない。
- 須恵器** 環A(蓋を含む)・環B・長頸壺・直口壺・平瓶の出土が認められる。
高台をもたない環Aについては、底部と体部の境界が比較的不明瞭であり、全体に丸みをもった器形のものも多く、陶邑TK217型式の中でも新しい一群と併行すると考える。また、蓋も高い宝珠つまみと内面のかえりをもつことから、環身と同型式とみてよい。
環Bについては、底部と体部の屈曲の程度が強いものと弱いものの二者があり、器高は、前者の方がより高いのではないかと思われる。高台は両者とも比較的内側につき、TK217型式やTK46型式ほど外方に強く張るものは認められないことから、両者ともTK48型式に併行するものとする。
- 平瓶の体部には丸みもち、肩部に稜を有さない古いタイプのものである。TK217型式の新しい一群あるいはTK46型式併行資料である。
- 長頸壺も、TK48型式のものとして大過ない。
- 土師器** 溜池出土土器のなかに土師器高環が含まれているが、形態および調整の手法からみれば

川除8期の資料と大差ない。しかし、灌池と一体のものであるSD83出土土器には、川除8期資料の混入が認められるため、この高杯は当該時期のものとは断定できない。

併行関係 以上のように、陶邑編年のTK217型式の新相以降、TK48型式併行期までの遺物が認められた。実年代でいえば、これらは7世紀の第2四半期以降、7世紀第4四半期までとされるものである⁽¹⁴⁾。

- 註
- (1) 高台をもたないものを坏A、高台付きのものを坏Bとする。
 - (2) 井守徳男『郡塚窯』『青野ダム建設に伴う発掘調査報告書(1)』兵庫県教育委員会 1987
 - (3) 菱田哲郎『須恵器生産の拡散と地方色 鬼神谷窯の位置づけを中心に』菱田哲郎・種定淳介ほか『鬼神谷窯跡発掘調査報告』竹野町教育委員会 1990
 - (4) 田辺昭三『須恵器大成』角川書店 1981
 - (5) 菱田哲郎『須恵器生産の拡散と地方色 鬼神谷窯の位置づけを中心に』菱田哲郎・種定淳介ほか『鬼神谷窯跡発掘調査報告』竹野町教育委員会 1990
 - (6) 中村 浩編『陶邑 I』大阪府教育委員会 1976
 - (7) 山下俊郎・稲原昭嘉・松村朋世『赤根川・金ヶ崎窯跡—昭和63年度発掘調査概報—』明石市教育委員会 1990
 - (8) 岸本一郎『播磨・緑風台窯址』西脇市教育委員会 1983
 - (9) 坪之内 徹『韓式系土器と7世紀の土師器』『韓式系土器研究 II』韓式系土器研究会 1989
 - (10) 近藤義郎『原始・古代』『日本塩業大系 原始・古代・中世(稿)』日本専売公社1980
 - (11) 山田隆一・高島信之『三田市貴志地区(第2次)團場整備事業遺跡確認調査に伴い発見された下所遺跡の製塩土器について』『三田考古』第5号 三田市教育委員会 1983
 - (12) 田辺昭三『須恵器大成』角川書店 1981
 - (13) 坪之内 徹『韓式系土器と7世紀の土師器』『韓式系土器研究 II』韓式系土器研究会 1989
 - (14) 菱田哲郎『畿内の初期瓦生産と工人の動向』『史林』第69巻第3号 史学研究会 1986
山田邦和『飛鳥・白鳳時代須恵器研究の展望』『古代文化』第40巻第6号 古代学協会 1988

第3節 平安時代～鎌倉時代の土器

1. 概要

出土遺構 掘立柱建物・土壇・溝・井戸・木棺基から出土している。特に溝・掘立柱建物からの出土が目立つ。

器種 須恵器・土師器・黒色土器・瓦器・丹波焼・白磁が出土している。以下各器種ごとにその特徴をみていくことにする。

なお、本節では川除・藤ノ木遺跡にみられる中世土器様式について検討を加えていく予定である。検討手順として、各器種内における細分→中世土器様式の設定と変化の把握の順に検討を加えていく。

以上の検討にあたっては、遺構内における共伴例、特に土壇・溝・井戸・柱穴内出土の資料を重視していきたい。そして、掘立柱建物出土土器については上記の資料を補足する形で扱うことにする。

2. 器種分類

(1) 須恵器

器種 椀・皿・鉢・壺・甕・羽釜が出土している。

椀 製作技法および形態の特徴から、大きく6タイプに分類できる。

椀A 椀形の体部に輪高台が付くものである。相野窯跡群産と考えられ、当該窯跡群の報告において椀Aに分類されているものである。高台は、断面長方形ないし逆台形を呈し、外方に踏ん張る。

なお、相野窯跡群の報告においては、椀Aと同形態で体部に沈線を施すものを椀Cと類別しているが、本遺跡においては出土量が少ないため、沈線のないものを椀A1・沈線のあるものを椀A2としたい。

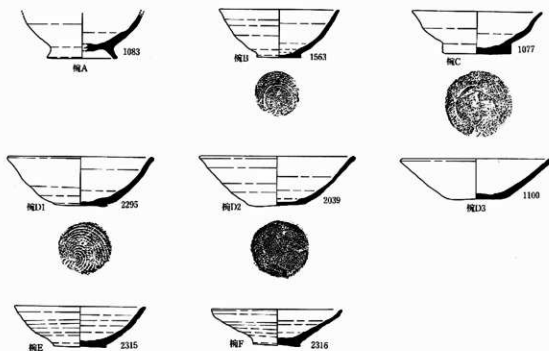
椀B 椀形に内湾する体部に対して、内面見込みが一段落ち、平高台を呈するものである。底部を回転糸切りにより切り離す。口縁端部は薄くおさまられ、わずかに外反するものも認められる。

椀C 椀Bと基本的にはほぼ同形態を呈するものであるが、底部をへら切りにより切り離す点が大きく異なる。胎土についても、椀Bの方が精良である。内面見込みの落ち込みには個体差が認められる。

椀A同様、相野窯跡群産と考えられるもので、当該窯跡群の報告において椀Bに分類されているものである。

椀D 椀B・椀Cと大きく異なるのは、底部が明確な平高台を形成せず、平底をなすことである。底部の形状および体部から口縁部にかけての立ち上がり方によって、大きく3タイプに細分できる。

D1 体部から口縁部にかけて内湾気味に立ち上がるもので、形態的には椀Bに比較的近い形



第748図 須恵器椀の分類

態をなすものである。つまり椀Dのなかでは、最も器高指数が高い。

口縁端部が明瞭に肥厚するものは少なく、わずかに外反傾向にあるものが比較的多く認められる。底部は基本的には平底をなすが、いくつかの個体に底部内面を強いナデ調整を施すことによってわずかに段を形成するものも認められる。椀Bの痕跡と考えられる。また、底部外面についても同様に、わずかに平底を意識したようなものも認められる。

D 2 D 1と次にあげるD 3の中間形態をとるものである。底部から口縁部にかけて全体的に直線的となるが、底部から体部にかけては内湾気味に立ち上がり、口縁部はわずかに外反傾向にある。さらに口縁端部が肥厚するものが多く認められるようになる。

D 3 D 2に認められた、体部から口縁部にかけての立ち上がり、より直線的になるものである。また、口径に対して底径の比率が低くなる。

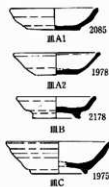
椀E 体部は内湾気味に立ち上がり、端部は外反気味にうすくおさまられる。見込みは、強いナデを施すが、明確な落ち込みは認められない。底部は回転糸切りにより切り離され、明瞭な平高台をなす。

椀F 椀Eとほぼ同様のつくりである。体部はほぼ直線的に立ち上がり、端部を上方につまみ上げるようにしておさめる。椀Eの変形したタイプと考えられる。

皿 大きく3タイプに分類できる。

皿A 平底の底部から口縁部にかけて内湾気味に立ち上がるものである。口縁端部は肥厚するものとしなないものが認められる。底部は回転糸切りにより切り離されている。底部は平高台の痕跡をとどめるもの(皿A 1)と、とどめないもの(皿A 2)とがある。

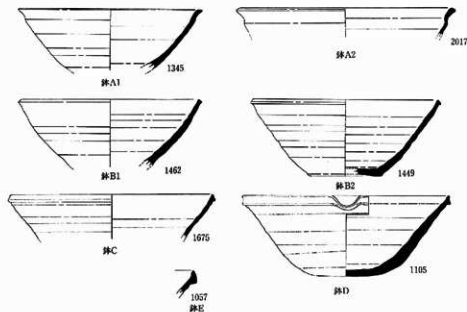
皿B 皿Aに輪高台が貼り付けられたものである。量的には大変少な



第749図 須恵器皿の分類

く、計2点出土しているのみである。

- 皿C** 断面逆台形の高台に坏に近い形態の体部がつくものである。一見坏Bに近い形態をとる。白磁皿を模倣したものと考えられることから、皿に分類した。
- 鉢** 底部から口縁部まで残存するのはわずかで、多くは口縁部の小片のみである。したがって、口縁部の形態を中心に分類する。
- 鉢A** 体部から口縁部への変換点において一担上方に内湾した後、口縁部を外反させるものである。口縁端部をわずかに外方につまみ出すようにナデ調整を施すもの(A1)と、体部の立ち上がり角に対して直角になるもの(A2)とに細分できる。A1のなかには、法量的に大型のもの(A1)と小型のもの(AII)とが認められる。
- 鉢B** 端面が、体部からの立ち上がり角に対して直角になるものである。体部が内湾気味のもの(鉢B1)と直線的なもの(鉢B2)に分けられる。
- 鉢C** 端部を上下方向にわずかに拡張するものである。このため、体部の立ち上がり角に対してわずかに角度をもつ。
- 鉢D** 端部を上下方向に拡張し、端面をもつものである。底径は比較的小さく、底部から体部にかけての立ち上がりは不明瞭である。
- 鉢E** 端部を大きく上方につまみあげるものである。このため、端面は体部の立ち上がり角に対して直角とはならず、鈍角をなす。



第750図 須恵器鉢の分類

- 壺** 須恵器のなかでも最も出土量が少くない器種である。
- 壺A** いわゆる双耳壺と同形態のものである。ただし、体部特に肩部の破片が出土していないため、双耳壺と考えてよいのかどうかについては断定できない。口縁部は、頸部から斜上方にほぼ直線的に立ち上がり、端部をわずかに上方につまみ上げる。底部は平底を呈し、へら切りにより切り離されている。体部下半は平底の底部から直線的に立ち上がる。底部の切離し方法から、相野窯鉢群産と考えられる。

壺B 最大径が中位にくる体部に、短く外反する口縁部が付くものである。底部はへら切りにより切り離され、平底をなす。なお、当タイプについては法量的に大型（壺BⅠ）と小型（壺BⅡ）の2者がみられる。

壺 完形のものが出土していないため、口縁部の形態をもとに細分する。

壺A 頸部から口縁部が大きく外反し、端部を上方につまみあげるものである。

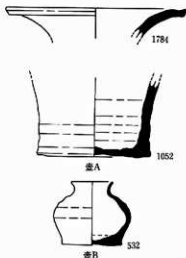
壺B 口縁部を短く外反させ、端部上端部をつまむようなナデ調整により端面をもつもの。

壺C 口縁部を短く「く」字形に屈曲させるもので、頸部内面にわずかな稜が認められる。口縁部は肥厚することなくほぼ同じ厚さに仕上げられ、端部は弱く押さえるようなナデ調整により断面「コ」の字形をなしている。

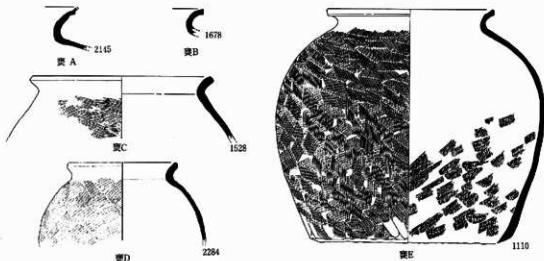
壺D ほぼ直立する頸部に、わずかにつまみ上げるようなナデにより口縁部が受け口状を呈するものである。壺Bに認められる端部のつまみ上げの退化した形態と考えている。

壺E 口縁部の形態としては、壺Bと大差ないものである。ただし、本タイプは体部を綾杉状のタタキによって仕上げている点が大きな特徴である。

羽釜 1481の1個体のみである。胎土は土師器の特徴を示すものであるが、還元焼成されたものである。形態上・技法上の特徴から、相野窯跡群産と考えられる。



第751図 須恵器壺の分類



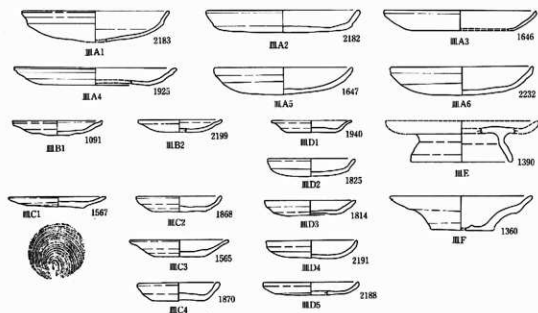
第752図 須恵器壺の分類

(2) 土師器

器種 皿・坏・碗・托・甕・鍋・羽釜が出土している。

皿 形態的・技法の特徴から、大きく6タイプに分類できる。

皿A いわゆる大皿と呼ばれるものである。口径13cmから16cmを測る。底部・体部は手握ねにより仕上げられ、口縁部は1段ないし2段の強い横方向のナデ調整により仕上げられてい



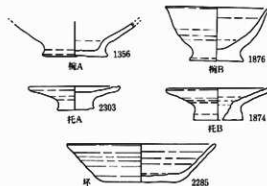
第753図 土器器皿の分類

る。また口縁部の形態との組合せから、以下の6タイプに細分できる。

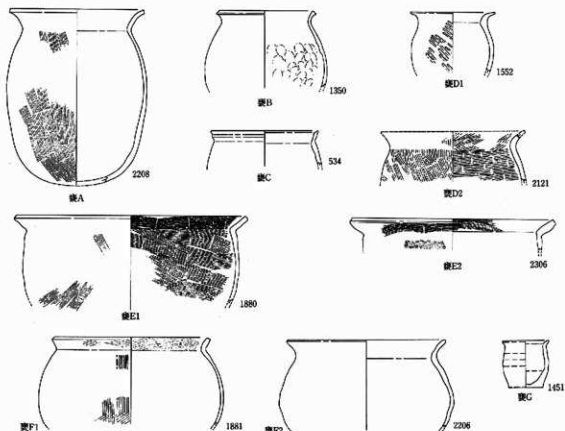
- A 1 口縁部を1段のナデ調整により仕上げる。口縁部は外反気味で、端部を丸くおさめる。
- A 2 口縁部を1段のナデ調整により仕上げる。口縁部は体部から直線的に立ち上がり、端部を丸くおさめる。
- A 3 口縁部を1段のナデ調整により仕上げる。口縁部は直線的に立ち上がり、端部を上方につまみ上げ、外端面をもつ。
- A 4 口縁部を2段のナデ調整により仕上げる。口縁部は直線的に立ち上がり、端部を丸くおさめる。
- A 5 口縁部を2段のナデ調整により仕上げる。口縁部は内湾気味に立ち上がり、端部を丸くおさめる。
- A 6 口縁部を2段のナデ調整により仕上げる。口縁部は内湾気味に立ち上がり、端部を上方につまみ上げ、外端面をもつ。
- 皿B 小皿に分類されるもので、いわゆる「て」の字形口縁を有するものである。体部は手捏ねにより仕上げられている。口縁部の形態において、「て」の字形が明瞭なもの(B1)と退化傾向が認められるもの(B2)とに細分が可能である。B1→B2と変化するものと考えられる。
- 皿C 皿B同様小皿に分類されるものである。底部を回転糸切りにより切り離す点を第1の特徴とする。口縁部も回転ナデ調整により仕上げられている。以下5タイプに細分できる。
- C 1 口縁部が大きく外方に直線的にひらくもの。
- C 2 平高台の痕跡をとどめ口縁部が内湾気味に立ち上がるもの。
- C 3 平高台の痕跡をとどめず口縁部が直線的に立ち上がるもの。
- C 4 C3と同様の底部から内湾気味に立ち上がるもの。
- C 5 口縁部を2段のナデ調整により仕上げる。底部はC2と同じ。
- 皿D いわゆる小皿に分類されるものである。皿Cとは対象的に底部を手捏ねにより仕上げる

ものである。口縁部の形態とその調整方法により以下の5タイプに細分できる。

- D1 口縁部を1段のナデ調整により仕上げる。口縁部は外反し端部を薄くおさめる。
- D2 口縁部を1段のナデ調整により仕上げる。口縁部はほぼ直線的に立ち上がり、端部を丸くおさめる。
- D3 口縁部を2段のナデ調整により仕上げる。口縁部はD2同様に直線的に立ち上がり、端部を丸くおさめる。
- D4 口縁部を2段のナデ調整により仕上げる。口縁部は内湾気味に立ち上がり、端部をうすくおさめる。
- D5 口縁部を2段のナデ調整により仕上げる。口縁部は内湾気味に立ち上がり、外傾する外端面を形成する。
- 皿E 皿Dに輪高台が付くものである。高台のみしか出土していないため、口縁部の形態は明らかでない。分量により大小が存在する可能性がある。
- 皿F 平底の底部から二重口縁状に立ち上がる口縁部を有するものである。底部は回転系切りにより切り離されている。
- 環 多少の個体差は認められるものの、基本的には同タイプのものである。平底の底部から、斜上方に直線的に立ち上がり、口縁端部が丸くおさめられるものである。口縁端部については、わずかに外反傾向にあるもの、肥厚するものなどの個体差が認められる。底部は回転系切りにより切り離され、体部から口縁部は回転ナデ調整により仕上げられている。全体的に胎土は白色系で精良である。
- 椀 底部を中心とした形態的特徴から、2つのタイプに分類できる。
- 椀A 見込み部分が明瞭に落ち込み、段をなすものである。口縁部まで残存するものが少ないため、体部・口縁部の形態は復元しえない。底部は回転系切りにより切り離されている。底部の形態からみて、須恵器の椀Aないし椀Bを模倣した可能性も考えられる。
- 椀B 平底の底部に椀形の体部が付くもので、口縁部は強いナデ調整により外反するとともに薄くおさめられている。胎土は精良で、全体的に丁寧に作られている。底部は、回転系切りにより切り離されている。
- 托 底部の形態から2タイプに分類できる。
- 托A 突出した平底の底部にほぼ水平方向近くを開く口縁部が付くものである。底部は回転系切りにより切り離されており、口縁部は回転ナデ調整により仕上げられている。全体的に白色系の精良な胎土である。
- 托B 基本的な形態は托Aと同じであるが、底部中央部が中空となっている。底部は回転系切りにより切り離されている。
- 罎 形態的特徴から7タイプに分類が可能である。体部から底部にかけて残存するものが少ないため、口縁部の形態・調整方法を中心に分類する



第754図 土器器椀・托・杯の分類



第755図 土師器類の分類

ことにする。

- 壺A** 長胴の体部から口縁部が「く」字形に屈曲するもので、頸部内面に稜をもつ。底部は丸底と推定され、口縁端部は面をなす。体部外面は縦方向のハケ調整により仕上げられる。
- 壺B** 緩やかに「く」字形に外反する口縁部を有するものである。口縁端部は端面を持つ。体部下半以下が残存しないため、全体の形態は明らかにできない。
- 壺C** 長胴気味の体部からわずかに外方向に開く口縁部を有するものである。端部は外方向につまむようなナデ調整が施されている。体部中位以下については、土器自体が残存しないため不明である。
- 壺D** 口縁部が「く」字形に短く屈曲し、端部を丸くおさめるものである。体部の形態については残存するものはなく不明であるが、長胴傾向にある。口縁端部は面をもつことなく、薄くおさまられている。体部外面については、縦方向を主体としたハケ調整により仕上げられるものと、タタキ整形により仕上げられるものとが認められる。頸部内面に稜をもつもの（D1）ともたないもの（D2）に細分が可能で、それぞれ法量により大型（D1Ⅰ・D2Ⅰ）と小型（D1Ⅱ・D2Ⅱ）にわけられる。個体差を内包するため、将来より細分される可能性をもつ。
- 壺E** 鉢形の体部に「く」字形に短く屈曲する口縁部が付くものである。口縁部の屈曲は明瞭で、頸部内面に明瞭な稜が認められる。口縁端部は明瞭な端面をもつ。底部は丸底を呈するものと推定される。外面を縦方法を主体とした、内面を横方向を主体としたハケ調整により仕上げられている。口縁部の器壁が体部に比べてはほぼ同じもの（E1）と、顕著に厚

いもの(E2)とに細分できる。

また、E1については、量量の差によりE1ⅠとE1Ⅱに細分できる。ただし、變Eについては、体部がわずかしか残存していないが、反胴の体部になる可能性をもつものである。もし、長胴であるならば、将来別の型式となるものである。

甕E 甕Eに対してより球形に近い体部に対して短く「く」字形に屈曲する口縁部が付くものである。口縁部の形態が甕Eに近いもの(甕F1)と甕Eより口縁部が薄く端部を丸くおさめるもの(甕F2)に細分できる。

甕G いわゆるミニチュア土器である。内外面を回転ナデ調整により仕上げている。白色系の精良な胎土である。

鍋 口縁部の形態から4タイプに分類できる。

鍋A 肩部に対して直立する頸部からわずかに口縁部がのび、端部を上方につまみあげるものである。体部外面は水平方向を主体としたタタキ整形によって仕上げられる。

鍋B 「く」字形に屈曲する口縁端部を下方にわずかにつまみだすものである。全体的に器壁は薄い。

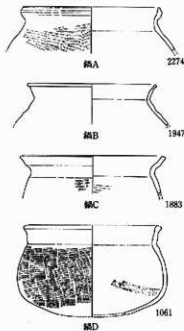
鍋C 口縁部が受け口状を呈するもので、口縁端部に外方につまみ出す意識が認められる。鍋Dへの移行形態と考えられる。

鍋D 比較的立ち上がりのきつい肩部に対して、口頸部が「く」字形に屈曲するものである。頸部は2段の強いナデ調整により仕上げられ、口縁端部を外方に強くつまみ出している。端部の形態については個体差がみられる。体部最大径が底部付近にあり、底部は丸底をなす。体部外面は水平方向のタタキ整形により仕上げられている。

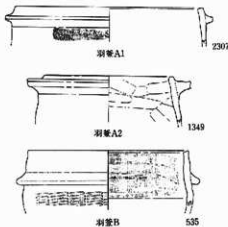
羽釜 2タイプに分類できる。

羽釜A わずかに内傾する体部の口縁部付近に、水平方向に鈎が付くものである。鈎の形態により、断面逆台形を呈するもの(A1)と断面長方形を呈するもの(A2)とに分けられる。

羽釜B ほぼ直立する口縁部に、短く下方に鈎が付くものである。口縁端部は内傾する端面をもち、鈎の端部は丸くおさめられている。体部外面は水平方向のタタキ整形により仕上げられ、内面は横方向のハケ調整により仕上げられている。



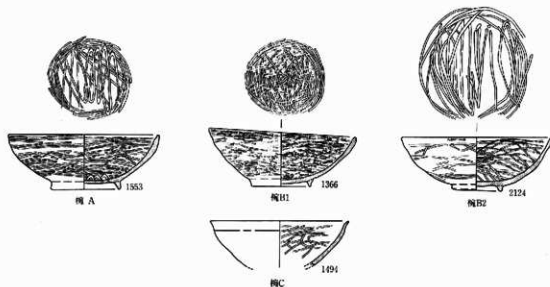
第756図 土器鍋の分類



第757図 土器羽釜の分類

(3) 瓦器

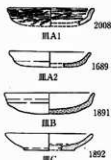
- 器種** 碗・小皿・鉢・羽釜が出土している。
- 碗** 瓦器のなかで最も多く出土している器種である。口縁端部の形態と底部の形態において3タイプに分類できる。
- 碗A** 口縁端部内面に1条の沈線あるいは段を有するものである。本来なら、沈線を有するものと段を有するものとは別のタイプに分類すべきであるが、出土点数が少ないため、本報告においては碗Aとして一括しておく。
- 内外面とも丁寧なへら磨きを施し、見込みにはジグザグ状の暗文を格子状に施している。高台は比較的高く断面は方形気味の逆台形を呈し、外方に踏ん張る。
- 碗B** 形態的には碗Aと同じであるが、端部内面に沈線あるいは段をもたないものである。口縁部を1段ないし2段のナデ調整により仕上げる。暗文は、基本的に内外面に施されている。内面については、全体的に密に施されている。外面については碗Aのように丁寧なものから、部分的に施すものと個体差が認められる。高台についても個体差が認められ、断面逆三角形ないし逆台形を呈するものから、蒲鉾形のように粘土紐を貼り付けた程度のものである。
- 個体差が顕著なため、碗Bの細分は困難であるが、比較的しっかりした高台をもち内外面とも丁寧な暗文を施すもの(B1)と不安定な高台で外面に粗雑な暗文を施すもの(B2)に分けておく。他地域での傾向から、B1→B2と変化するものと考えられる。
- なお、当器種については法量により大(I)・小(II)の2つに細分が可能である。
- 碗C** 口縁部を外反させ端部を薄くおさめるものである。当タイプで底部まで残存するものはないため高台の形態は不明である。



第738図 瓦器碗の分類

- 皿** 出土量は少ないが、3タイプに分類できる。
- 皿A** 土師器皿Dと同じ形態をなすもので、口縁部を1段の横方向のナデ調整により仕上げるものである。口縁部は、個体差が認められるものの、基本的には外反傾向にある。底部から体部は手捏ねにより成形され、指頭圧痕が顕著である。内面は暗文が施されている。

面は、暗文が施されているもの（A1）とないもの（A2）とに分けられる。ただし、当遺跡出土の瓦器皿は、器表面の残存状況が良好なものが少ないため、皿A1と判断できるものは数個体にすぎない。



第759図 瓦器皿の分類

皿B 皿Aと同じ形態の特徴をなすもので、口縁部を2段の横方向のナデ調整により仕上げたものである。

皿C 底部を回転糸切りにより切り離し、明確な平底を呈するものである。体部から口縁部にかけては内湾気味に立ち上がり、端部を丸くおさめる。回転ナデ調整により仕上げられている。

鉢 内湾気味に立ち上がる体部から、口縁部が「く」字形に緩やかに外反するものである。体部の形態についてはいわゆる鍋形を呈する。内外面とも暗文が観察できるが、柄Bほど密ではない。

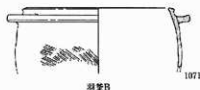


羽釜 2個体出土しているが、それぞれタイプを異にする。

羽釜A 内湾気味に立ち上がる体部に対して、口縁部が内側に大きく屈曲する。この屈曲部に水平方向にのびる鈿が付く。口縁部と鈿ともに端部は丸くおさめられる。口縁部外面には3条の凹線が施されている。



羽釜B 体部から口縁部にかけて内湾気味に立ち上がり、口縁部付近に鈿が付く。口縁端部はナデ調整により外傾する端面をもつ。鈿は断面長方形を呈する。体部はタタキ整形により仕上げられている。



第760図 瓦器鉢・羽釜の分類

(4) 黒色土器

黒色土器 出土量は少なく、柄のみが出土している。口縁端部の形態および底部の形態から3タイプに細分できる。いずれも内面のみ黒化させたA類柄である。

柄A 口縁端部内面に段がつくものである。沈線の退化したものと考えられる。体部に対して口縁部の方が肥厚する傾向にある。高台まで残存するものはない。



柄B 口縁端部内面に段を作らないものである。体部から内湾気味に立ち上がり、口縁端部を丸くおさめている。口縁部は1段のナデ調整によって仕上げられている。高台は断面逆三角形ないし逆台形を呈する。瓦器柄同様、高台は低い。



なお、当タイプの柄は法量において大型（B I）と小型（B II）とに分けられる。



第761図 黒色土器柄の分類

- 碗C 底部が平高台をなすものである。回転糸切りにより切り離されている。底部のみしか残存しないため、体部から口縁部の形態は不明である。

(5) 灰釉陶器

碗の1個体のみが出土している。高台は外方にふんばるタイプで、断面逆台形を呈する。端部は丸みを帯びているが、外端部で接地するもので、K14-2型式に分類される⁽¹¹⁾ものと考えられる。

(6) 丹波焼

全体的に出土量は少ないが、壺・甕・摺鉢・捏鉢が出土している。

- 壺 平底の底部に最大径が肩部にくる体部がつく。口縁部は体部に対して器壁が薄く、外反しながら薄くおさめられる。

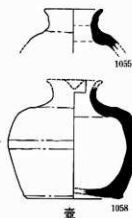
- 甕A 直線的な肩部に短く外反する口縁部がつくものである。口縁端部は「N」字形を呈する。端部の立ち上がり方向により、細分が可能である。上方につまみ上げるもの(甕A2)と斜上方につまみだすもの(甕A1)である。

- 鉢 3タイプに細分できる。

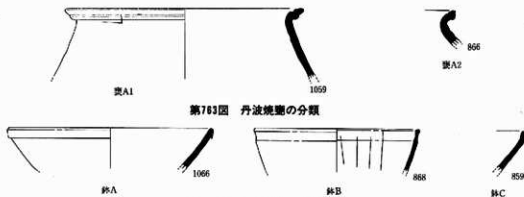
- 鉢A いわゆる捏鉢である。体部から口縁部にかけてわずかに内湾気味に立ち上がり、端部をわずかに折り返して玉縁状をなす。

- 鉢B 口縁部を内外両側から強くナデ、口縁部を薄く仕上げるとともに端部を肥厚させるものである。おろし目はへらによる一本掻きである。

- 鉢C 体部から口縁部にかけて直線的に立ち上がり口縁端部を上方につまみ上げるものである。おろし目は鉢Bと同様、へらによる一本掻きである。



第782図 丹波焼壺の分類



第783図 丹波焼甕の分類

第784図 丹波焼鉢の分類

(7) 白磁

碗と皿が出土している。当器種の分類にあたっては、森田分類⁽¹²⁾・前川分類⁽¹³⁾をそのまま

援用することにする。

- 碗** 森田分類によるⅡ類・Ⅳ類・Ⅴ類、前川分類によるM類・OⅢ類が出土しているが、Ⅳ類が大半を占める。
- Ⅱ類碗** Ⅱ1類とⅡ4類が出土している。
- Ⅳ類碗** 口縁端部が玉縁状を呈するものであるが、玉縁の形態には個体差が認められる。また、高台はへら削りにより輪高台を削り出しているが、高台内側の削り出しが弱くわずかに輪高台を呈するものと、比較的強く削り出しているものとが認められる。
- V類碗** 1個体が、ほぼ完形に近い形で出土している。
- OⅢ類** 口縁部の小片が出土している。
- M類** 1個体出土している。
- 皿** Ⅳ類とⅤ類が出土している。Ⅴ類は1個体のみで他は全てⅣ類である。

3. 土器様式の編年の検討

前項において、各器種ごとの型式の細分をおこなってきた。そこで、以上の細分を踏まえて、川除・藤ノ木遺跡における平安時代～鎌倉時代の土器様式の設定を試みていきたい。手順としては、土器の編年基準を設定し、この基準をもとに各時期ごとに共伴関係を明らかにし、様式の設定を試みていく。

(1) 編年基準の設定

- 編年基準** 編年基準の設定にあたっては、当遺跡出土の中世土器のなかでも、最も量的に多く出土しており(後述)、しかもより明確に段階設定が可能と考えられる須恵器碗を中心にすすめていきたい。そして、須恵器碗中心に設定した各段階ごとに、土器様式の検討をおこなしていきたい。
- 須恵器碗** 須恵器碗については、碗A～碗Fまでの6型式に細分したが、碗A・碗B・碗C・碗Dの4型式が基準となるものとする。このなかで、碗Aと碗Cについては、S D66での共伴に代表されるように、相野窯跡群産と考えられるもので、ほぼ同時期に位置付けられる。そこで、碗Aと碗Cのうち碗Cを代表させ、碗B・碗C・碗Dの3型式を基準に作業を進めていきたい。
- 碗B** 一般に神出古窯跡群産の碗のなかでも、古い段階(11世紀後半)に位置付けられるタイプのものであり、碗Dに先行するタイプの碗とされている¹⁹⁾。
- 碗C** 相野窯跡群産と考えられるもので、10世紀から11世紀前半にかけて生産されたと理解されている¹⁹⁾。したがって、碗Bよりも古く位置付けられる。
- 碗D** 碗Bで触れたように、碗Bに後続するタイプの碗である。したがって、これら3タイプの碗のなかで、最も新しく位置付けられる。
- ところで、当タイプの碗は、碗のなかでも最も多く出土しており、D1～D3の3タイプに細分できることは、前述したとおりである。そして、D1からD3へと変化していくものと考えられている。各一括資料における、これら3タイプの出土傾向をみると、D1のみの資料と、D1以外にD2・D3も伴う資料とに分けることが可能である。後者

の資料において、D1が伴ったとしても量的にはわずかである。D2とD3については、型的には細分できるが、出土資料として明確に分離することは困難である。

よって、椀Dの存在する時期について、椀D1のみの段階と椀D2・D3が出現する段階の2段階にわけたい。

段階設定 以上のことから、椀Cを伴う段階を第1段階、椀Bを伴う段階を第2段階、椀Dを伴う前半の段階を第3段階、後半の段階を第4段階として、段階を設定したい。

ところで、当遺跡の中世資料のなかには、丹波焼をとまなう資料が少なからず認められる。丹波焼については、基本的には椀D3の段階以降と考えている。そこで、丹波焼の出現する段階を、第5段階として設定したい。

以下、各段階ごとに、土器様式の設定をおこなっていきたい。

(2) セット関係の把握

まず、上記で設定した5つの段階の基準資料をもとに、遺構における相伴関係を中心に、セット関係を把握していくことにする。

第1段階	SD66・SE09出土資料を基準とする。
須恵器	椀C以外には、SD66で椀Aはもちろんのこと、壺A・羽釜が相伴している。SE09では、甕Aとの相伴が認められる。
土師器	SD66で、皿B1が相伴している以外は、良好な相伴資料は認められない。
黒色土器	SD66で椀Bが相伴している。
瓦器	当段階の資料においては、出土が認められない。
白磁	SE09で碗が相伴している。
第2段階	SK112・SD102出土資料を基準とする。
須恵器	椀B以外は出土していない。
土師器	SK112で、皿C1・皿C3・椀Aが相伴している。SD102では、皿C5が相伴している。
黒色土器	SK112では、椀A・椀B・椀Cの各器種が、SD102では椀Bが出土している。
瓦器	当段階においては、瓦器を伴う資料は認められない。
第3段階	SE10・SE12・SD139・SD121・SD126・SD115・SK115・SB63-P4出土資料などを基準とする。
須恵器	SD138で、皿A1・皿A2・皿C・甕Cが相伴している。このほかの型式としては、SE10で皿B・壺BA・鉢A2が、SD115では鉢B1がそれぞれ相伴している。
土師器	SD138で、皿A1・皿B2・皿C1・皿C2・皿D3・皿D4・皿E・托B・甕D2が相伴している。このほかの型式としては、SD115で皿A4・皿A5・皿A6・皿C4・皿C5・皿D2・椀B・坏・甕E1・甕F1・鍋Cが出土している。SB63-P4では、托A・皿Fが相伴している。SE10では、皿A2・皿D1・甕A・甕F2が出土している。このほか、甕E2・鍋Bが、当段階に伴う遺構から出土している。

第3節 平安時代～鎌倉時代の土器

- 黒色土器** 当該階の遺構からは出土していない。
- 瓦器** SB63-P4が良好な一括資料として指摘でき、椀A・椀B1が共伴している。その他、SD115で皿A2・皿B・皿Cが共伴している。このほか、当該階の遺構から椀B2・皿A1が出土している。
- 白磁** II1類碗・IV類碗・V類碗・皿IV類・皿V類が出土している。
- 第4段階** SD113・SD123・SD124・SD136・SD139・SE11・SK68・SK83・SE06・SE07出土資料を基準とする。
- 須恵器** SD113において、皿A1・皿A2・鉢B2・鉢C・甕Bが共伴している。また、このほかの器種としては、SE06において鉢D、SE07において甕E、SD123において壺Bが出土している。
- 土師器** SE11で皿A4・皿A5・皿A6・皿D2・皿D3・甕D1・甕F1・鍋Aの各器種が出土している。この他の器種としては、SD113において、皿A1・皿A3・皿D1・甕E1・甕F2が、SD139からは甕D2が出土している。また、SE04・SK01・SK83において、鍋Dが出土している。
- 瓦器** 椀・皿においては新しい型式は認められず、椀B・皿A2が出土している。ただし、椀Aが認められない点は注目される。新しく出現する器種としては、SD113において鉢が出土している。
- 白磁** IV類碗と皿が出土している。
- 第5段階** SE02・SK51・SK80・SK81・SK103を基準資料とする。
- 須恵器** SK81で椀D2と鉢Eが出土している。椀D2については前段階からの伝世と考えられる。
- 土師器** SE02で甕Cと羽釜Bが共伴しているのみである。
- 丹波焼** 当該階の基準となる器種である。壺・甕・鉢の各器種が出土している。なお、鉢Aについては、第3段階のSK83から出土しているが、その位置付けについては、後に検討することにする。

(3) 各様式の年代観

前項で設定した5段階について、その具体的年代について検討を加えることにする。

- 第1段階** 須恵器を中心に、土師器と黒色土器を補足して検討していく。
- 須恵器** 当該階の基準となる椀A・椀Cはともに、相野窯跡群産と推定されるものである。当該窯跡群は、近年の調査の結果、約29基からなり、9世紀後半から11世紀前半までの約150年にわたって操業したことが明らかとなってきている。これら相野窯跡群のなかでも、川除・藤ノ木遺跡出土の須恵器椀は、若干の型式差が認められるものの、寄合谷窯跡あるいは古城山窯跡出土のものと同様である。そして、当該窯の年代については、主に熱残留磁気の測定などから10世紀中葉から後半にかけての年代が考えられている。

共伴する羽釜についても、口縁端部の形態的特徴から古城山窯跡出土資料に近いものと

考えられ、上記の年代観と一致するものである。

- 土師器** 当該階に伴うものは皿B1のみである。土師器については、皿を中心に各地でその編年作業が進んでいる。それによると皿Bは、平安京を中心とした編年¹⁰⁾においては、概ね10世紀代から11世紀中頃までの時期が与えられている。ただし、当遺跡出土の皿B1は、口縁部の屈曲が弱く、これらの編年のどこに位置付けるかについては明確にできない。当遺跡周辺の対中遺跡¹¹⁾・井ノ方遺跡¹²⁾などにおいても当タイプの皿が出土しているが、いずれも口縁部が明確に屈曲するタイプで、11世紀代と位置付けられている。
- 黒色土器** 口縁部から底部まで残存するものがないため、明確な位置付けは困難である。ただし、内黒タイプの椀A類に分類されるものであり、残存する限りでは比較的深い椀形を呈していることから、比較的古く位置付けられるのではないかと考えられる。
- 年代** 以上のことから、年代を与えるにあたって最も基準となりえるのは、須恵器椀である。よって、10世紀後半を中心とする年代を考えたい。
- 第2段階** 当該階においても、須恵器を中心に検討する。
- 須恵器** 当該階の基準とした椀Bは、先述したように神出古窯跡群産と考えられるもので、当該窯の編年によると11世紀後半の年代が与えられている。
- 土師器** 先ず椀Aについては、須恵器の椀Bを模倣したものあるいはその影響を受けたものと考えられ、須恵器の椀Bとの共伴資料としてふさわしいものといえる。皿Cについては、底部を回転系切りによる切離しを基本とするものであるが、このような特徴を有する皿は京都（平安京）においてはあまり出土例をみないものである。したがって、当タイプの皿についても編年作業はあまり進んでいるとは言えない状況にある。このなかで、対中遺跡の報告においては編年の位置付けが試みられ、Dタイプに分類され、11世紀後半から12世紀前半に位置付けられている¹³⁾。
- また皿C5については、口縁部に2段のナデ調整をおこない、底部を回転系切りにより切り離すもので、当該地区においてもあまり例をみないタイプである。ただし、口縁部の2段ナデ技法については、対中遺跡においても11世紀後半から出現しており、他の型式と顔顔をきたすものではない。
- 黒色土器** 椀Bについては、前段階の黒色土器の残存状況がよくないため、明確な法量的比較ができないが、前段階に比べてやや浅くなる傾向が認められる。また、当該階の器高指数は33前後を示しているが、この指数は次の段階に位置付けられる瓦器椀のそれとほぼ一致するものである。したがって、当該階の椀Aは、法量的にみて瓦器へと移行していく直前に位置付けられる。
- また椀Cについては、対中遺跡においては12世紀中頃に位置付けられているが、当タイプの椀を、森 隆氏も指摘されている¹⁴⁾ように、須恵器の椀Bの模倣ないしその影響によるものと考えたい。
- 年代** 以上のことから、須恵器をはじめとして、土師器・黒色土器ともに、その示す年代観に大きな差は認められない。よって、より年代観の確立している須恵器椀を中心に考えると、11世紀後半の年代を与えたい。
- 第3段階** 当該階についても、須恵器・土師器・瓦器を中心に検討していきたい。

- 須恵器** 椀Dについては、森田編年¹¹⁾において、12世紀代の年代が与えられている。特にD1については、その前半に位置付けられている。また、鉢B1についても、ほぼ同時期に位置付けられている。
- 土師器** 当段階から皿Aと皿Dが出現する。
- 皿Aについては、口縁部1段ナデのA1・A2タイプは、平安京における編年¹²⁾においては11世紀後半には出現しているようである。また、対中遺跡の編年においても、ほぼ同じ時期に出現し12世紀まで続くものとされている。また皿A4・A5・A6の口縁部を2段ナデするタイプは、平安京および対中遺跡ともに12世紀初頭には出現するものとされている。
- 皿Dについても、平安京においては、皿D3・D4・D5の口縁部2段ナデ技法のものは11世紀後半から、皿D1・D2の口縁部1段ナデ技法のものは12世紀初頭から出現するものと位置付けられている。対中遺跡においてはBタイプ・Cタイプに分類されているもので、同じく12世紀初頭には出現するものとされている。
- 瓦器** 当段階から出現するが、前段階の黒色土器の検討において、法量を比較したが、ほぼ近似するものであった。したがって、当段階の瓦器は黒色土器から変化した時期、つまり前段階から続く時期に位置付けられる。
- なお、法量・高台の形態・内外面のミガキ調整などの点において、対中遺跡Ⅱ-a期(12世紀前半)に位置付けられた瓦器と共通するものである。しかし、同じく当該期に位置付けられている黒色土器が、川除・藤ノ木遺跡ではもう一段階古く位置付けられることから、瓦器についても同様に、一段階古く位置付けられるのではないかと考えている。
- 年代** 以上の検討において、須恵器椀D1を中心に、土師器・瓦器ともにその示す年代観に大きな差のないものと考えられる。したがって、当段階については12世紀初頭ないし前半の年代を考えたい。
- 第4段階** 当段階については、須恵器と土師器を中心に検討してみたい。
- 須恵器** 椀D2・椀D3については、森田編年においてそれぞれ、12世紀中頃と12世紀後半～末の年代が与えられている。しかし、当遺跡の多くの遺構においては、両者が共存して出土している。したがって、生産地においては細分・編年できた椀D2・椀D3について、消費地においては困難であるといえよう。
- なお椀D2・D3で注目したいのは、貫志・樋戸遺跡¹³⁾で出土した椀D2ないし椀D3に分類される須恵器椀に墨書された土器である。この墨書土器には「久安」と墨書されている。この文字については、地名・寺名等の固有名詞の可能性が考えられるが、三田市域においては該当するものは認められない。そこで注目されるのが、1145年から1151年までとされる「久安」という年号の存在である。そして、この墨書の「久安」は、この年号を示すのではないかと考えられる。この考えにしたがうと、「久安」と墨書された椀D2ないしD3は、このころに存在したものと考えられ、森田編年における年代観を支持するものと言えよう。
- この他当段階から鉢B2・鉢C・鉢Dが出現するが、いずれも森田編年において、椀D2・椀D3と平行する時期に位置付けられているもので、祖師をきたすものではない。特

	に鉢Dについては、魚住古窯跡群産と考えられるものであるが、当該窯跡群の報告 ¹¹⁴⁾ において12世紀後半と位置付けられている。
土師器	当段階において特徴的なのは、鉢Dの出現である。当器種については、井根口遺跡 ¹¹⁵⁾ ・初田館跡 ¹¹⁶⁾ などにおいて、碗D・D3に伴って出土している。
瓦器	当段階の瓦器については、年代観を検討するにあたっての良好な資料は出土していない。ただし、量的にみて、前段階より口径に対して器高が低くなる傾向は認められる。
年代	以上の結果、共伴関係として齧齧をきたすものは認められず、須恵器碗の年代から、12世紀中頃から末にかけての年代を考えたい。
第5段階	当段階の基準となる器種でもある丹波焼を中心に検討を加えていきたい。
丹波焼	壺・甕・鉢の3器種が出土している。特に壺・鉢Aについては、三本峠北窯出土資料 ¹¹⁷⁾ と共通する特徴を有するものである。三本峠北窯の資料については、以前は13世紀代と考えられていたが、近年は12世紀代まで遡ると考えられるようになってきている ¹¹⁸⁾ 。 これに対して甕A1は大槻氏によって「中世I」、甕A2は「中世II」に位置付けられた ¹¹⁹⁾ 口径部の特徴を示すものである。そして大槻氏の編年観によると、13世紀から14世紀と年代が与えられている。同じく鉢Cについては「中世II」に位置付けられている。
須恵器	鉢Eについては、魚住古窯跡群産と考えられるもので、14世紀前半と位置付けられる。
年代	以上のように、基準となる丹波焼自体が時期幅をもつものである。ところで三本峠北窯の資料が12世紀代まで遡るといふ近年の考えに従うと、第4段階と年代的に重複してくる。このような目でみると、SK83出土資料は、この時期の特徴を端的に示しているものとみられることも可能である。しかし、今回の検討段階においては、初期丹波焼の消費地での出土資料が豊富とはいえず、須恵器との明確な共伴関係を云々できる段階までは達していないものと考えられることから、第4段階との間に一線を画しておきたい。したがって、当段階の年代観についても、13世紀～14世紀の年代を与えておきたい。したがって、第774図の編年案においても、鉢Aを第4段階（中世IV期）にいれているが、その可能性があるという程度のものである。

(4) 土器様式の設定

前項で検討した年代観をもとに、(2)で明らかとなったセット関係において、その位置付けができなかった器種について、検討を加え、時期ごとの土器様式の確立を試みていきたい。また、セット関係の補足を行いたい。



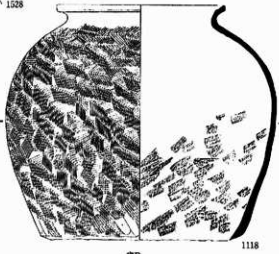


須恵器	碗E・碗F・鉢A1・甕D・甕Eについて検討を加える。
碗E	当型式については、他にあまり類例を見ないものである。生産窯の特定も困難である。しかも、当遺跡においては碗F以外の器種との共伴が認められない。そこで、形態的・技法の特徴から検討していくことにする。 底部を回転糸切りにより切り離し平高台を有するが、底径は口径に対して小さい。底部の切離し方法が碗D1と類似する。見込みに明瞭な段をもたない。以上の特徴から、碗D1に平行するものと考えたい。したがって、第3段階に位置付けられる。
碗F	当型式についても、碗F同様他に例を見ないものである。ただし、胎土の特徴などから、

碗Eと同じ窯による製品と推定される。また、技法的にも類似していることから、碗Fの変形とも考えられる。いずれにせよ、碗Eとの共伴関係から、碗E同様第3段階に位置付けられる。


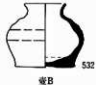

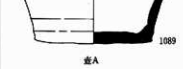

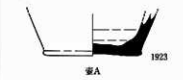
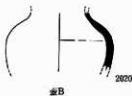
- 鉢A 1** S B56-P15から出土している。同じ柱穴内から出土した土器は認められないが、同じS B56を構成する柱穴内より、須恵器の碗Bが出土している。したがって、第2段階に位置付けられる。
- 甕D** S E12上層一括資料にもなって出土している。S E12自体は第3段階に位置付けられるが、口縁部の形態はより新しい傾向を示すものである。当該一括資料のなかに須恵器の碗D 2・D 3が含まれることもこれを指示するものと考ええる。したがって、当器種については、第4段階までさがる可能性をもつものと考えたい。
- 甕E** 体部外面に綾杉状のタタキを施すもので、久留美古窯跡群産の可能性が考えられる²²⁾ものである。S E07の水溜に転用されたものであるが、埋土内から碗D 2ないしD 3が出土している。したがって、第4段階には存在していたことは確実である。しかし、甕Dとは逆に、口縁部の形態において、より古い特徴を有するものである。したがって、当器種については、第3段階まで遡る可能性を考えておきたい。
- 土師器** 甕B・甕G・羽釜A 2について検討したい。
- 甕B** 当タイプは管見の限り例を見ないものである。この土器はS B56-P25から出土したものであるが、同じ建物の柱穴内より碗Bが出土している。したがって、第2段階に位置付けられるものと考ええる。
- 甕G** 当タイプはミニチュア土器であるが、他に例を見ず、時期を判断することは困難である。この土器は、S B70-P 6から出土しているが、同じ建物内の柱穴内より碗D 2ないしD 3および須恵器の鉢B 2が出土している。よって、第4段階に位置付けられるものと考えられる。
- 羽釜A 2** 甕B同様、S B56-P14から出土していることから、第2段階に位置付けられるものと考ええる。
- 瓦器** 碗Cについて検討する。
- 碗C** S B74-P 1から出土している。当建物は第3段階に位置付けられる。したがって、当器種についても、第3段階に位置付けたい。
- 白磁** 碗M類・II 4類について検討する。
- 碗M類** 当器種は前川分類において、M類に分類される²³⁾もので、P24から須恵器皿A・土師器皿B 1・C 1と共伴している。山本編年によると11世紀後半～12世紀中頃に位置付けられている²⁴⁾。また、土師器皿B・皿C 1と共伴していることも、この年代観と合致するものである。したがって、当器種については第2段階に位置付けたい。
- II 4類** 山本氏の研究によると、太宰府における共伴資料から13世紀前半～14世紀前半に位置付けられている²⁵⁾。しかし、この土器は第3段階に位置付けられるS E12から出土している。したがって、先述した年代からすると約100年の隔りがある。今回の検討においては、共伴関係を重視し、第3段階に位置付けておくことにする。
- 灰釉陶器** P04で単独で出土している。このため、共伴遺物から時期を判断することは困難である。

	椀	皿	
中世Ⅰ期	1342 ⅢC	1077 ⅢC	1083 ⅢA
中世Ⅱ期	1563 ⅢB		
中世Ⅲ期	2295 ⅢD1	2315 ⅢE	1975 ⅢC
		2316 ⅢF	2167 ⅢC1
		2178 ⅢB	1978 ⅢA2
中世Ⅳ期	1668 ⅢD1	2039 ⅢD2	2019 ⅢA1
		1100 ⅢD3	1674 ⅢA2
中世Ⅴ期		1056 ⅢD2	





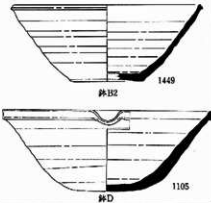

第785図 須恵器の編年案(1)

	甕 A・B・C・D	甕E
中世Ⅰ期		
中世Ⅱ期	 <p>甕A 2145</p>	
中世Ⅲ期	 <p>甕C 1928</p>	 <p>甕E 1118</p>
中世Ⅳ期	 <p>甕B 1678</p>  <p>甕D 2284</p>	
中世Ⅴ期		





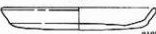



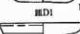

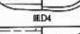

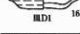
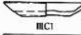
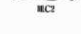
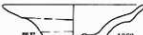
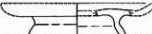


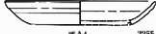


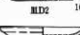


第766図 須恵器の編年表(2)

	壺A	壺B	羽釜
中世I期			
中世II期			
中世III期			
			
中世IV期			
中世V期			




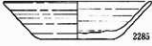
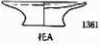


第747図 須恵器の編年表(3)

	鉢A	鉢B・D・E
中世Ⅰ期		
中世Ⅱ期	 鉢A1 1345	
中世Ⅲ期	 鉢A2 1962	 鉢B1 1462
中世Ⅳ期	 鉢C 1675	 鉢D 1105
中世Ⅴ期		 鉢E 1057

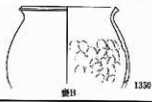
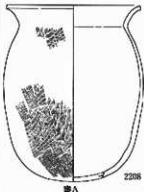


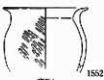



第766図 須恵器の編年表(4)

	皿A	皿B・D	皿C・E・F
中世Ⅰ期			
中世Ⅱ期		 皿B1 1091	 皿C1 1567  皿C3 1565
中世Ⅲ期	 皿A1 2183  皿A2 2182  皿A4 1925  皿A5 1647	 皿B2 2199  皿D1 1940  皿D2 1825  皿D3 1814  皿D4 2191  皿D5 2188	 皿C1 2004  皿C2 1868  皿F 1360  皿E 1390
中世Ⅳ期	 皿A1 1679  皿A3 1646  皿A4 2255  皿A5 2115	 皿D1 1682  皿D2 1646  皿D3 1681	
中世Ⅴ期	 皿A6 2232		



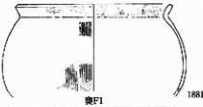





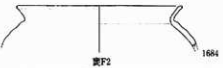

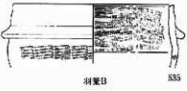
第769図 土師器の編年表(1)

	椀 A・B	坏	托 A・B
中世 I 期			
中世 II 期	 椀A 1573		
中世 III 期	 椀A 1356  椀B 1876	 坏 2285	 托A 1361  托B 1874
中世 IV 期		 坏 1645	
中世 V 期			

第170図 土師器の編年表(2)

	甕A・B・C	甕D・G	甕E
中世Ⅰ期			
中世Ⅱ期			
中世Ⅲ期	 甕A 2208	 甕D2 1041	 甕E1 1878
中世Ⅳ期		 甕D1 1552	 甕E1 2236
中世Ⅴ期	 甕C 534	 甕D2 2121	

第771図 土師器の編年案(3)

	甕 F	鍋 A・B・C・D	羽釜 A・B
中世Ⅰ期			
中世Ⅱ期		 鍋A1 2307	 鍋A2 1349
中世Ⅲ期	 甕F1 1881	 鍋B 1947	
	 甕F2 2206	 鍋C 1883	
中世Ⅳ期	 甕F1 2276	 鍋A 2274	
	 鍋F2 1684	 鍋D 1061	
中世Ⅴ期			 鍋B 533

第772図 土師器の編年表(4)

	黑色土器・瓦器碗	瓦器小皿・鉢
中世Ⅰ期	<p>黑色土器碗 1092 黑色土器碗 1093</p>	
中世Ⅱ期	<p>黑色土器碗 A 1576 黑色土器碗 B 1577 黑色土器碗 C 1585</p>	
中世Ⅲ期	<p>瓦器碗 B1 1366 瓦器碗 A 1563 瓦器碗 B2 1610 瓦器小皿 A1 2008</p>	
中世Ⅳ期	<p>瓦器碗 B2 2124 瓦器碗 1407 瓦器小皿 A2 1689 瓦器小皿 B 1891 瓦器小皿 C 1892</p>	
中世Ⅴ期	<p>瓦器碗 A 867 瓦器碗 1071</p>	

第773図 黑色土器・瓦器の編年表

	白磁	丹波焼	灰釉
中世Ⅰ期			
中世Ⅱ期			
中世Ⅲ期	 	 	
中世Ⅳ期	 		
中世Ⅴ期		 	

第774図 白磁・丹波焼の圖年表

しかし、灰釉陶器については、猿投窯跡群を中心とした資料を中心に比較的編年作業が進み、その年代観についても共通の理解が得られている。また、平安京における消費地としての編年作業²³⁾も進んでいる。この平安京を中心とした編年案に従うと、当遺跡出土の灰釉碗はⅢ式の第4段階に位置付けられ、11世紀中葉前後にあたる。したがって、当遺跡出土の灰釉碗については第2段階に位置付けられるものと考えられる。

様式の設定 以上の検討結果をもとに、第765図から第774図のように土器様式を設定したい。なお、第1段階を中世Ⅰ期、第2段階を中世Ⅱ期、第3段階を中世Ⅲ期、第4段階を中世Ⅳ期、第5段階を中世Ⅴ期と呼称することにする。

4. 中世土器の特徴

前項までの作業で、川除・藤ノ木遺跡における土器様式の設定とその編年についてまとめてきた。そこで、この結果をもとに、土器の法量と器種構成についてまとめてみたい。

(1) 土器の法量について

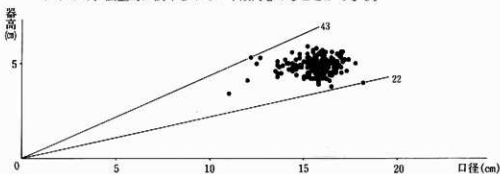
須恵器・土師器・黒色土器・瓦器について検討していきたい。

**須恵器
碗**

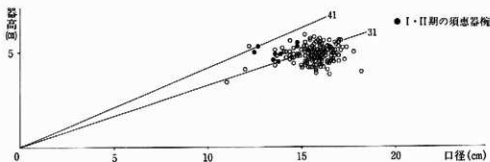
碗と皿について検討する。

中世Ⅰ期から中世Ⅳ期までの須恵器の碗の法量分布をまとめたのが第775図である。この図をベースに各時期ごとの分布をまとめたのが第776図から第778図である。

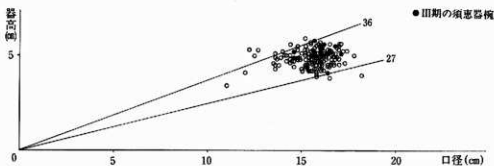
これによると、碗D1からD2にかけて、つまり中世Ⅱ期から中世Ⅲ期そして中世Ⅳ期にかけて、法量的に浅くなっていく傾向をみることができる。



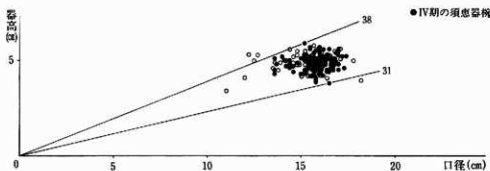
第775図 須恵器碗の法量分布



第776図 中世Ⅰ・Ⅱ期須恵器碗の法量分布



第777図 中世III期須恵器碗の法量分布

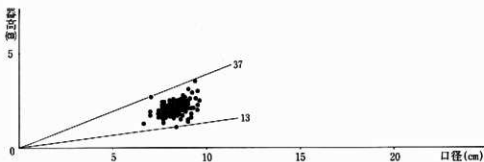


第778図 中世IV期須恵器碗の法量分布

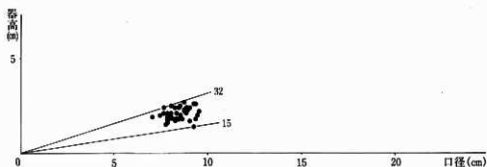
皿
碗と同様な作業をおこなった結果が、第779図から781図である。法量的には器高指数15から37に集中し、顕著な偏差を認めることはできない。したがって、時期的な変化を法量の点から明確に理解することは困難である。

土師器
皿について検討する。作業手順は、須恵器の碗と同じである。作業結果は第782図から785図である。

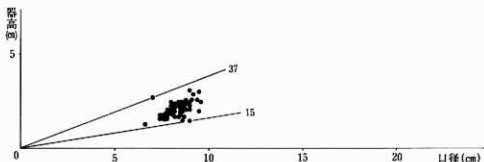
まず皿Aと皿B・C・Dとに大きく分かれることがわかる。皿Aは器高指数が15から22



第779図 須恵器皿の法量分布



第780図 中世III期須恵器皿の法量分布

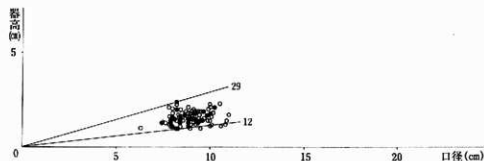


第781図 中世IV期須恵器皿の法量分布

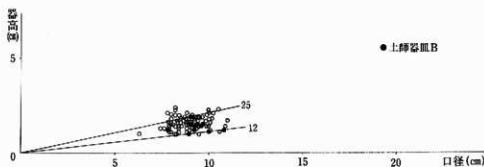
の間に分布する。皿B・C・Dについては、器高指数12から29に分布するが、特に皿Bは15に、皿Cも15に、皿Dは17にその分布に偏りが認められる。この3タイプの皿については、前項の検討の結果、皿B→皿C→皿Dと出現する傾向が認められたが、法量の点からは、器高指数の小さい分布から大きい分布への変化とみることができる。

黒色土器

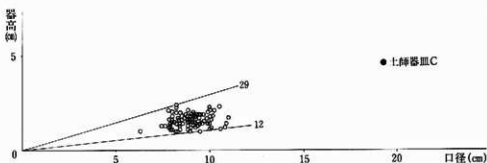
資料数が少ないため、次の瓦器柄と同じ図にまとめることにする。これによると、中世II期の黒色土器の器高指数と中世III期の瓦器柄の器高指数に近いことが分かる。したがっ



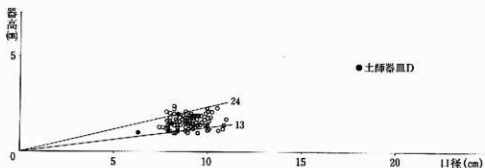
第782図 土師器皿法量分布



第783図 土師器皿B法量分布



第784図 土師器皿C法量分布



第785図 土師器ⅢD法量分布

て、先述したように、川除・藤ノ木遺跡における黒色土器から瓦器への変化をよみとることができる。

瓦器

椀と小皿について検討する。

椀

器高指数27から41に分布する。瓦器椀の分類において、椀Bについて大型と小型に分かれるとしたが、器高指数の点からはほぼ同じ指数を示すものであり、時期的な差と理解する必要のないことがわかる。

小皿

資料数が極めて少ないため、明確な特徴をしめすことはできない。器高指数15から28の間に分布する。

次に器種をこえた形式ごとの比較をおこなってみよう。

椀

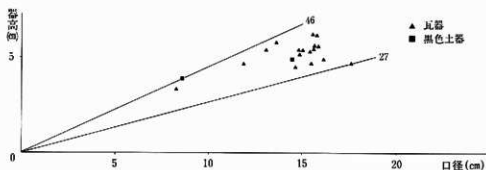
須恵器と黒色土器・瓦器を比較する。

中世Ⅰ期

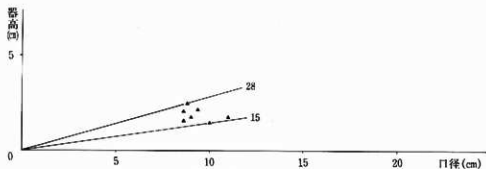
法量を比較する資料がないため検討できない。

中世Ⅱ期

須恵器椀Bと黒色土器との比較になる。黒色土器の資料数が少ないが、法的には33～41とはほぼ同じ器高指数を示すことがわかる。



第786図 黒色土器・瓦器椀法量分布

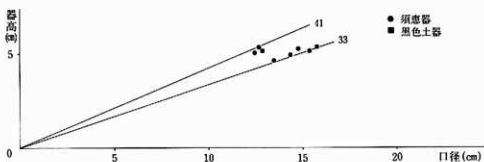


第787図 瓦器Ⅲ法量分布

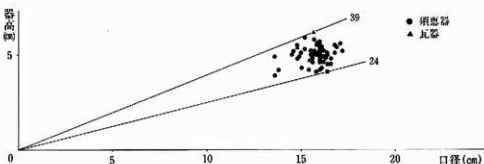
中世III期 須恵器碗D1と瓦器碗とを比較する。瓦器の方が若干器高が高い傾向にあるが、これは高台を含めたため、この高台の分を差し引けば、ほぼ同じ傾向を示すことがわかる。

中世IV期 須恵器碗D2・D3と瓦器碗との比較になる。中世III期にも増して瓦器碗の資料数が少ないため、明確な特徴を指摘することは困難であるが、中世III期で指摘したとほぼ同じ特徴を指摘できるのではないかと考えられる。器高指数は22～43の範囲に分布する。

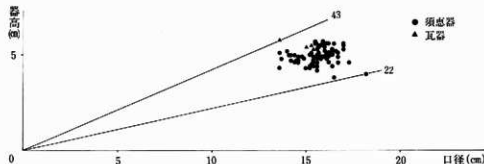
■ 特に小皿に限定し、須恵器と土師器を中心に瓦器を補足して検討する。対象とする時期は、小皿が出現する中世III期と中世IV期を対象とする。



第788図 中世III期碗法量分布



第789図 中世III期碗法量分布

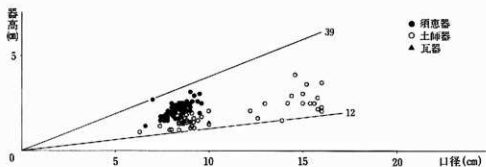


第790図 中世IV期碗法量分布

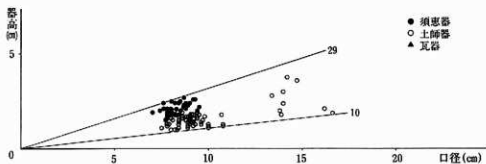
中世III期 須恵器・土師器・瓦器を比較する。瓦器の資料数が少ない欠点はあるものの、口径については8～9cmにその分布の中心があり、共通している。ただし、土師器に対して須恵器の方が器高が平均5mmほど高い傾向にある。瓦器は土師器とほぼ同じ範囲に分布する。

中世IV期 須恵器と土師器を比較する。当該期についても中世III期とほぼ同じ特徴を指摘することができる。

以上のことから、各様式内においては、異なる器種間においても法量的に同じ傾向を示すことが明らかとなった。



第791図 中世Ⅲ期皿法量分布



第792図 中世Ⅳ期皿法量分布

(2) 器種構成について

分析方法

資料のカウント方法については、当報告書に掲載したものに限ることとする。

全体構成

第793図1は中世Ⅰ期から中世Ⅳ期までの全ての資料を合成したものである。これによると、須恵器が55%・土師器が32%と川除・藤ノ木遺跡出土の中世土器の大多数を占めることが理解できる。そして、瓦器・黒色土器が8%、白磁が3%、丹波焼が0.4%とわずかである。

次に時期ごとに分析していくこととする。

中世Ⅰ期

須恵器が80%と大多数を占め、土師器9%、黒色土器6%と続く。須恵器の器種としては椀が84%と圧倒的である。他に壺が出土している。(第793図2)

中世Ⅱ期

当期においても須恵器が45%と半数近くを占める。次に土師器28%、黒色土器24%と続く。

須恵器の器種としては椀Bが70%と大半を占め、鉢(15%)、皿(11%)と続く。土師器は小皿が71%と大半を占め、他は数%とわずかである。(第793図3)

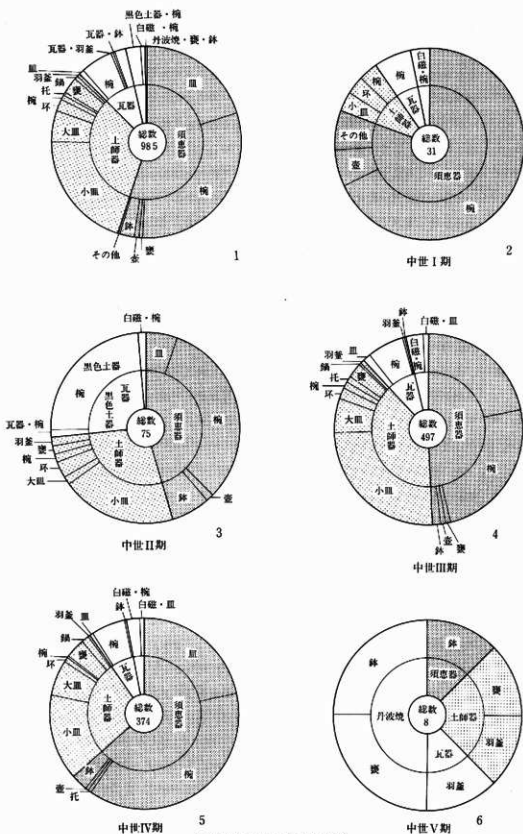
中世Ⅲ期

須恵器が49%とほぼ半数を占める。土師器が次で、38%を占める。他は瓦器が8%、白磁が4%と続く。

須恵器では椀D1が49%とほぼ半数を占め、皿Aが44%とこれに続く。土師器では小皿が65%と過半数を占め、大皿15%、甕6%と続く。(第793図4)

中世Ⅳ期

中世Ⅲ期とほぼ同じ特徴を示す。須恵器が63%と過半数を占め、土師器が27%、瓦器が6%、白磁が3%と続く。須恵器では椀D2・D3が60%と過半数を占め、皿33%・鉢4



第793図 中世土器の器種構成

%と続き、壺・甕は1%にも満たない。土師器では皿（大皿・小皿）が77%と過半数を占め、甕13%・鍋5%と続く。（第793図5）

小結 以上の分析結果をまとめると、中世Ⅰ期から中世Ⅳ期までの器種構成を時期ごとにとまとめてみたが、各時期を通して須恵器が過半数を占める点で共通している。続いて土師器が器種構成の**特徴**が続く。以下、瓦器・白磁が続くが、各時期とも数%にとどまる。したがって、以上のような時期ごとの傾向は、最初に中世Ⅰ期からⅣ期までを総合してみた傾向とほぼ一致することが理解できる。木実測の資料を加えてもこの傾向を大きく変えるものではなく、逆に支持するものである。

以上のことから、川除・藤ノ木遺跡では須恵器が過半数ないし半数近くを占める点が、第1の特徴として指摘できる。この傾向は、同じ三田盆地に位置する中世Ⅱ期から中世Ⅳ期にかけて存続する対中遺跡で明らかとなった傾向とは異なるものである。対中遺跡においては、土師器が約6割を占め、須恵器は3割と須恵器と土師器の比率が逆転している。黒色土器・瓦器・磁器については、僅かである点において共通する。

他に器種構成を分析した遺跡が少ないため、明確なことは言えないが、川除・藤ノ木遺跡に認められる傾向は他に例をみないものといえよう。

土師器 次に、土師器に認められた、底部を回転糸切りによる切離しを特徴とする土器と、底部を手捏ねによる仕上げを特徴とする土器との比較をおこなってみたい。時間的には該当する資料の出現する中世Ⅲ期と中世Ⅳ期に限りたい。

中世Ⅲ期 底部を糸切りで切り離す形式としては、皿C・碗A・坏がある。これらと手捏ねによる土器を全ての形式を合成した比率と各形式ごとの比率を検討してみる。

これによると、回転糸切りによる土器と手捏ねによる土器の比率は4:1で、対中遺跡がほぼ1対1であったのとは大きく異なる。

次に当器種のなかでもっとも資料数の多い皿について比較してみる。これによると、全体的には回転糸切りによる土器の比率が少なかったが、碗と托については67%、碗については44%と高い比率を示している。

中世Ⅳ期 中世Ⅲ期で認められた傾向とほぼ同様の傾向を示すものである。

以上より、川除・藤ノ木遺跡の中世土器は回転台を使用する土器が一定の割合を占めるが、5割には満たない点の特徴として指摘できる。しかし、平安京などの資料と比較すると、ほとんどが回転台を使用しない土器から構成されている点から比べると、当遺跡における回転台を使用する比率の高さは顕著な特徴と言えよう。第2の特徴として指摘しておきたい。そして、当遺跡のように回転糸切りを使用する土器が一定の割合を示す遺跡は、北摂・播磨に多く認められるようである。平安京を中心とした畿内中央部とは異なる特徴といえ、ひとつの地域性を示すものといえよう。そして、川除・藤ノ木遺跡はこの特徴を素直に反映しているものといえる。

5. まとめ

以上、川除・藤ノ木遺跡出土の平安時代～鎌倉時代の土器について、器種内の分類・様式の設定とその編年・各様式の年代観の検討・各様式ごとの法量の分布・器種構成の分析をおこなってきた。そこで、各時期ごとに、特徴を簡単にまとめておきたい。

中世Ⅰ期 椀Cを代表とした相野窯跡群産須恵器を基準とする。他に土師器と黒色土器で構成される。当該期の遺構が少ないこともあり、土器量は少ない。

中世Ⅱ期 神出古窯跡群産の須恵器椀Bが登場する。須恵器は椀が大半を占め、他に鉢と甕がある程度である。他の器種としては黒色土器・土師器があり、瓦器はまだ出現していない。須恵器に新たに皿が登場する。

中世Ⅲ期 次の中世Ⅳ期にかけて、川除・藤ノ木遺跡における中世の中心をなす時期である。須恵器椀DⅠが中心をなす。土師器も多くの形式がみられるようになる。また、瓦器が出現するが、全体から見るとその量はわずかである。また白磁がわずかではあるがみられるようになる。

中世Ⅳ期 中世Ⅲ期とほぼ同様な特徴を示す。当遺跡における中世の最盛期である。中世Ⅲ期から通じて、全体の器種構成において須恵器が過半数を占める点が他の遺跡にもみられない特徴である。

中世Ⅴ期 前代を構成していた須恵器・土師器がほとんどみられなくなり、丹波焼が出現する。しかし、量的にはわずかである。

最後に、当節においては中世の土器を中心にみてきたため、時期設定にあたっては、中世Ⅰ期・中世Ⅱ期・中世Ⅲ期・中世Ⅳ期・中世Ⅴ期と呼称してきたが、川除・藤ノ木遺跡全体をとおしての時期設定においては、それぞれ、川除11期・川除12期・川除13期・川除14期・川除15期に相当するものである。

註

- (1) 斎藤孝正「灰釉陶器の研究Ⅱ—猿投窯第Ⅴ期椀・皿類の型式編年—」『名古屋大学文学部研究論集』104 1989
- (2) 横田賢次郎・森田 勉「太宰府出土の輸入中国陶磁器について—型式分類と編年を中心として—」『九州歴史資料館研究論集4』 1974
- (3) 前川威洋「福岡南バイパス関係埋蔵文化財調査報告8」 1978
- (4) 森田 聡「東播中世須恵器生産の成立と展開—神出古窯址群を中心に—」『神戸市立博物館研究紀要』第3号 神戸市立博物館 1986
- (5) 兵庫県教育委員会 岡崎正雄の教示による。
- (6) 伊野近富ほか「平安京跡（左京内膳町）昭和54年度発掘調査概要」『埋蔵文化財発掘調査概報（1983—3）』京都府教育委員会 1980
伊野近富「遺物の考察」『京都大学埋蔵文化財調査報告Ⅱ—白河北畿北辺の調査—』京都大学埋蔵文化財研究センター 1981
伊野近富「『かわらけ』考」『京都府埋蔵文化財論集 第1集—創立五周年記念誌—』

財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター 1987

- (7) 深井明比古ほか『対中』(兵庫県文化財調査報告書第60冊)兵庫県教育委員会 1988
- (8) 中川 渉『井ノ方遺跡』『青野ダム建設に伴う発掘調査報告書(2)』(兵庫県文化財調査報告書 第62冊)兵庫県教育委員会 1988
- (9) 前掲(7)
- (10) 森 隆『西日本の黒色土器生産(中)』『考古学研究』第37巻3号 1990
- (11) 前掲(4)
- (12) 前掲(6)
- (13) 畠中 剛『貴志地区内遺跡(第3次調査)』『兵庫県埋蔵文化財調査年報 昭和58年度』兵庫県教育委員会 1986
- (14) 大村敬通・水口富夫『魚住古窯跡群』(兵庫県文化財調査報告第19冊)兵庫県教育委員会 1983
- (15) 村上泰樹『井根口遺跡』(兵庫県文化財調査報告第82冊)兵庫県教育委員会 1990
- (16) 兵庫県教育委員会 岡崎正雄の教示による。
- (17) 大村敬通『三本峠北窯発掘調査報告書』遺物写真集 兵庫県教育委員会 1980
- (18) 大槻 伸『丹波焼概説—穴窯時代』『開館二十周年記念 古丹波名品集』丹波古陶館 1989
- (19) 檜崎彰一『概説/丹波 山家と町家の陶芸』『日本陶磁全集11 丹波』中央公論社 1977
- (20) 中村 浩ほか『久留美毛谷—古窯跡群等の発掘調査報告書—』毛谷古窯跡群埋蔵文化財調査会 1990
- (21) 前掲(3)
- (22) 山本信夫『11・12世紀の貿易陶磁器—1980年代の編年研究を中心として』『貿易陶磁研究』No.10 日本貿易陶磁研究会 1990
- (23) 前掲(22)
山本信夫『太宰府の発掘と中国陶磁』『北九州の中国陶磁—出土品にみる古代の日中交流—』北九州市立考古博物館 1988
- (24) 百瀬正恒『灰輪陶器窯の編年について』『京都考古』第29号 1983

第4節 木製品

点数 川除・藤ノ木遺跡出土の木製品は、製品・井戸側・柱根など小片を含めると約650点に達する。本報告ではこのうち、製品61点、井戸側38点、柱根10点、礎板1点、矢板2点の合計112点について図化を行い掲載した。

樹種同定 また、製品79件、その他155件について樹種の同定作業を島地 謙氏(京都大学名誉教授)に依頼した。この同定資料の選別基準は、①、製品や柱根については網羅すること、②、多量に出土した中世の井戸の井戸側についてはほぼ完存していたSE09・10のすべての材を同定すること、③、それ以外の遺存状況のさほど良くない井戸に関しては、隅柱・横枿・縦板から各1点を対象とすることである。このうち特に②については、井戸における材料選定や部材の調達方法を考えるための基礎資料を得ることを目的としたものである。

なお、井戸側材や柱根などについては、井戸・掘立柱建物などの遺構を構成する部材と捉えるため、樹種同定の結果を含めて遺構の記述で別途触れている。(第7章第4節)

また、柱根のなかには、出土例の少ない弥生時代の竝穴住居跡(SH36)の主柱が2点含まれていることを記しておく。

製品の内訳 器種・時代別の木器の内訳は、第318表に示すとおりであり、平安～鎌倉時代に属するものが52点と多く、そのほとんどが12基の井戸側内埋土から出土したものである。

これに対して古墳時代末(川除9期)に属する製品は7点であり、Ⅲ区の溜池およびそれに取りつくSD83・SD86の埋土からの出土である。

第318表 器種・時代別出土木製品一覧表

古墳時代	7点	平安～鎌倉時代	52点
工具	0点	工具	1点 柄(1)
農具	1点 犁(1)	農具	7点 田下駄(3)・機礎(1)・木製鎌(3)
服飾具	0点	服飾具	2点 靴(1)・下駄(1)
容器	4点 曲物(3)・折敷(1)	容器	22点 曲物(18)・折敷(4)
食事具	0点	食事具	6点 箸(6)
祭祀具	2点 凧甲(2)	祭祀具	1点 呪符木簡(1)
雑具	0点	雑具	3点 大横板(1)・大横棒(1)・つけ木(1)
不明	0点	不明	10点

1. 古墳時代の木製品

犁

Ⅲ区溜池出土の長床犁は川除9期に属し、当遺跡の出土遺物の中で最も特筆すべき遺物のひとつである。

農具の発展については、朝鮮半島や中国からの体系的な技術導入あるいは鉄器化という

観点から説明されることが多く、都出比呂志氏により3つの圃期が設定されている。氏は、古墳時代中期中葉には、U字形鉄製耕具刃先や曲刃鎌、鉄製マダグワなどが出現するが、当時の朝鮮半島には、これらに加えて鉄製犁刃先やサルボなどの農具が出土しているため、この二者も当時日本に伝来していた可能性があるとする⁽¹⁾。

類例

さて、犁の実態の出土例を検討することにする。これまでのところ全国で5例(滋賀県・西河原森ノ内遺跡⁽²⁾・川田川原田遺跡⁽³⁾・中畑遺跡⁽⁴⁾、香川県・下川津遺跡⁽⁵⁾)が確認されている⁽⁶⁾のみである。これらは7～8世紀のもの3例、11世紀に属するもの1例であり、古墳時代中期中葉に遡る資料は今のところ確認されていない。これら出土犁と川除・藤ノ木遺跡出土犁との間には大きな差異が存在し、これが犁耕導入の具体相を知るうえで重要と思われるので比較を行い、問題点を整理することとする。

比較

本例は、木質を曲面に仕上げた犁へら上半部のみの破片である。犁へらが鉄板ではないこと、犁へらと犁床が一体構造をなす長床犁と思われるという点で香川県・下川津遺跡例に類似するものである。また、犁床と犁柄は一本造りではなく、別材を用いたであろうことも共通する点である。

反転方向

しかし、耕作土の反転方向については、川除・藤ノ木遺跡例を除く4例は、全て耕作者からみて左側に反転させる機能をもつという点で異なっている。

従来、耕作土の反転方向については、犁導入の故地と考えられる中国では右方向とされ、これと、日本における在来犁との反転方向(左方向)の不一致が問題にされていた。

これに対し、河野通明氏は、7～8世紀に犁が北中国から日本に導入されたこと、当時の北中国では左反転の犁耕が行われていた可能性が高いという意見を出されている⁽⁶⁾。氏の論拠は、①、中国の絵画資料に左反転操作の犁が存在すること、②、7世紀頃の所産と考えられる下川津遺跡出土の犁が左反転であること、③、畿内・西日本の在来犁が左反転の長床犁であることの3点である。古代北中国の左反転犁が認められれば、日本と故地との反転方向の不一致も解消され、当時の日本がもっていた歴史的な背景、すなわち隋・唐から律令制度や仏教文化を取り入れていた北中国指向の強い状況とあわせて、犁耕の導入が矛盾なく説明できる点できわめて明解である。

しかし、今回出土した川除・藤ノ木遺跡の犁は、導入されながらもやがては淘汰される右反転の犁であることが確認された。河野氏の説くように、日本における7～8世紀というものを、独自の工夫を加えず中国文化を忠実に模倣する傾向が強い時期と捉えるならば、この右反転の犁が畿内周辺部における地域的な変異の結果生じたと考えられるよりも、日本に導入された犁の中に右反転操作のものが含まれていた可能性があるとしなければならない。いずれにしても、当遺跡の犁は導入期における犁耕のあり方が単純なものではないことを示す貴重な資料といえるであろう。

どのような犁がどこから取り入れられ、それが日本各地へどのように伝播したのかといった問題、あるいは都出氏が想定したように、朝鮮系の犁が古墳時代中期に伝来していたのかという問題については、今後の出土例の増加をまって検討されなければならない。

耕地開発

以上に記した問題を別としても、当遺跡での犁の出土は、畜力利用という面的・先進的な耕作方法の受容を示していることは確実である。この新たな耕作方法は、同時期に掘

削された溜池および水路（SD83・SD86）といった大規模な施設を用いた灌漑方法とともに、耕地の大規模開発を目的とした地首長層が先進地より受け入れたものと捉えることができよう。

斎串

Ⅲ区SD86の上層、溜池との接点に近い場所から2点の斎串が出土している。これらはヒノキ材を用いたAⅠ型式⁷⁾、CⅢ型式のものである。AⅠ型式は6世紀後半に出現するとされる斎串であるが、CⅢ型式は現在のところ8世紀後半から9世紀後半にかけてよくみられるものである。特に後者の年代については、溜池およびSD83・SD86の構築時期とは合致しないため、この時期にも斎串を用いた水に対する祭祀が継続されていたことを示す事例と捉えておきたい。

曲物

円形曲物の蓋2点、底1点、折敷1点が出土している。分量や形態の差にもかかわらず、いずれもヒノキの板目材を使用するものである。

2. 平安～鎌倉時代の木製品

先述したように、平安～鎌倉時代の木製品はSK72で用途不明品が、SK83で田下駄の輪樑が出土したことを除けば、すべて井戸からの出土品である。井戸側内出土遺物は一括性が高いと判断されるため、時期ごとの木製品の動態などを知るには好資料である。しかしながら、崩落などのため、調査が不完全な井戸が少なからずあり、井戸ごとの出土器種の変遷などの詳細の比較を行うことは不可能である。

ここでは、細かい時期差や遺構の性格などを無視して特徴的なものの説明を行うこととする。個別の説明については、第318表および第3章を参照されたい。

農具

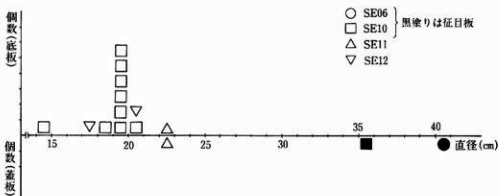
SK83で田下駄の輪樑が3点出土している。いずれも一端のみに切り込みや平坦面の削り出しなどの加工がみられ、他端に顕著な加工が認められない点で従来の出土田下駄輪樑と異質であるため、本来の田下駄の形状を復元することはできなかった。しかし、弥生時代後期の例ではあるが輪樑と足板が組み合わさって出土した滋賀県・森浜遺跡⁸⁾の田下駄に近似することおよび本例が水湿に強いとされるカヤ材を使用していることから田下駄の輪樑と判断したものである。

またSE10出土の横軸は、イスノキという重硬材を使用したものである。Bタイプ⁹⁾に分類されるもので、器具学的研究によれば大豆や小豆などを叩いてサヤから実を落とす「豆打ち」に用いられるもので、畑作の存在を裏付ける資料である。

容器

円形の曲物、折敷があわせて22点出土している。円形の曲物については、木釘結合を行うものを底、榫皮結合を行うものを蓋としているが、この根拠は不確かなものである。

底（蓋）板の規模からみた分量の比較を第794図に示す。数ヶ所の規模の集中が認められる。これらは樹種未定の2点を除き、すべてヒノキ材を使用しており、大型製品についてのみ柁目板の利用が知られる。しかし、資料数の不足から本来の傾向を示すとは言いが



第794図 中世の曲物の法量

たい。

祭祀具

確実にはS E10出土の呪符木筒の存在が挙げられる。表面には「咄呷咄」ではないかと思われる名号と符籙が、裏面には「井」の墨書がある。一端の左右に切り込みと紐痕跡があることから、井戸桁あるいは覆屋に吊るされた疾病除けの呪符であろう⁽¹⁾。

註

- (1) 都出比呂志「農具鉄器化の諸段階」『日本農耕社会の成立過程』岩波書店 1989
- (2) 滋賀県埋蔵文化財センター「奈良時代の犁を復元 守山市・川田川原田遺跡」『滋賀埋文ニュース』第102号 1988
- (3) 滋賀県教育委員会「中知遺跡現地説明会資料」 1990
- (4) 藤好史郎・西村寿文ほか『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告(VII) 下川津遺跡』香川県埋蔵文化財調査センター・香川県教育委員会・木州四国連絡橋公団 1990
- (5) 西河原森ノ内遺跡例など犁の類別については、大阪大学非常勤講師 河野通明氏に御教示を頂いた。なお、当遺跡の犁については実見していただき貴重なご意見を頂戴した。
- (6) 河野通明「絵因果経」牛耕図の再検討」『ヒストリア』第117号 大阪歴史学会 1987
- (7) 奈良国立文化財研究所「木器集成図録 近畿古代篇」 1985
- (8) 兼康保明・堀内宏司ほか『森浜遺跡発掘調査報告書』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1978
- (9) 渡辺 誠「ヨコヅチの考古・民具学的研究」『考古学雑誌』第70巻第3号 日本考古学会 1985
- (10) 志田原重人「中世遺跡出土の呪符」『中世の呪術資料』広島県草戸千軒遺跡調査研究所・広島考古学研究会 1984

第5節 石器

川除・藤ノ木遺跡で出土した石器は図化しているもので81点を数える。数量としては多くないが、器種はバラエティーに富んでいる。時期も弥生時代中期のものが多いが、弥生時代後期、古墳時代、中世の遺構にもともなって出土している。

図化している石器の器種と数は以下のとおりである。

石鎌9点、楔形石器6点、削器4点、石錐5点、未製品5点、剥片2点、石庖丁22点、砥石11点、石皿2点、すり石1点、叩石5点、台石2点、石核3点、石剣1点、打製円板1点、石斧未製品1点、硯1点である。

石鎌 石鎌の9点はすべてサヌカイト製のものである。基部の折れているものも多いために断定できないが、平基無茎式のもの4点、凹基無茎式のもの3点、突基無茎式のもの2点である。いずれも小型の部類にはいる石鎌で、軽いもので0.5g、もっとも重いのも3.4gである。

楔形石器 6点はすべてサヌカイト製のものである。器形は変化に富んでいるが、打撃面とに階段状の刻痕が残る。横長のものが5点と縦長のものが1点である。

削器 すべてサヌカイト製のものである。作業面にのみ調整が加えられている。

石錐 5点はサヌカイト製のものである。つまみの部分と錐部との境がくびれているものと、なだらかに移行するタイプがみられる。錐部先端はすべてのものが破損している。

石庖丁 22点のうち製品となったものが12点、残りは未製品である。石材は主に頁岩・泥岩を素材にしているものが多く、サヌカイト製のはみられない。形態は半月形の直線刃のタイプのものが大半を占めるが、未製品のものには杏仁形のものもみられる。

砥石 泥岩・リソタイトなどの比較的粒子の細かい石材を素材としているものと、砂岩・安山岩などの比較的粒子の荒い石材を素材としているものとに分かれる。前者は仕上げ用の砥石、後者は荒砥用と考えられる。

台石 8点ともに、弥生時代の竪穴住居跡の床面上より出土している。珪化木を輪切りにしたものである。上面に光沢があるほど使用されていた形跡がみられる。作業台としていたものと考えられる。

石材 サヌカイトについては京都大学原子が研究所の藁科哲氏、東村武信氏に、それ以外のものについては、神戸大学教養部教授後藤博嗣氏に鑑定を依頼した。

サヌカイトは大半のものが二上山のもので、一部に金山のものも混じっている。

それ以外の石材の産地としては以下のものが挙げられる。

1. 神戸層群（三田盆地に分布する古第三紀の地層）
2. 有馬層群（裏六甲に分布する白亜紀後期の地層）
3. 丹波層群（裏六甲に点在、篠山町周辺に多いジュラ紀の地層）
4. 六甲の花崗岩類

このことから、サヌカイト以外の石器は川除・藤ノ木遺跡周辺の地域から入手していたことが明らかとなった。

第319表 石材鑑定表（サマカイト以外）

番号	器種	遺構	材質	参考
S 1	砥石	S H01	凝灰質泥岩	神戸層群（三田盆地）
S 5	石核	S H07	玉髓	有馬層群か？
S 6	すり石	S H11	花崗岩	六甲山
S 7	砥石	S H11	凝灰質泥岩	神戸層群（三田盆地）
S 8	叩石	S H12	花崗岩	六甲山
S 9	台石	S H13	珪化木	神戸層群
S10	石廬丁	S H13	泥岩	丹波層群
S12	叩石	S H16	花崗岩	六甲山
S13	砥石	S H21	凝灰質泥岩	神戸層群（三田盆地）
S14	石斧 未製品	S H22	頁岩	丹波層群
S19	石廬丁	S H25	砂質頁岩	丹波層群
S24	石剣 破片	S K11	頁岩	丹波層群
S25	石廬丁 未製品	S K22	砂質頁岩	丹波層群
S26	打製円板	S K22	凝灰質頁岩	有馬層群
S27	叩石	S K24	花崗岩	六甲山
S31	石廬丁	S D14	頁岩	丹波層群
S32	石廬丁	S D14	頁岩	丹波層群
S33	石廬丁	S D14	凝灰質砂岩頁岩互層岩	有馬層群
S34	石廬丁	S D14	砂質頁岩	丹波層群
S35	石廬丁	S D14	砂質頁岩	丹波層群
S36	石廬丁 未製品	S D14	凝灰質砂岩	有馬層群
S37	石廬丁	S D14	砂質頁岩	丹波層群
S38	石廬丁 未製品	S D14	砂質頁岩	丹波層群
S39	石廬丁 未製品	S D14	砂質頁岩	丹波層群
S40	石廬丁 未製品	S D14	凝灰質砂岩泥岩互層岩	有馬層群
S52	石核	S D14	リソタイト	有馬層群
S53	石廬丁 未製品	S D14	砂岩	神戸層群
S54	石廬丁 未製品	S D14	凝灰質砂岩頁岩	有馬層群
S55	石廬丁 未製品	S D14	砂質頁岩	丹波層群
S56	石廬丁 未製品	S D14	リソタイト	有馬層群
S57	石廬丁 未製品	S D14	凝灰質砂岩	有馬層群
S58	叩石	S D14	流紋岩質凝灰岩	有馬層群
S61	台石	S H34	珪化木	神戸層群
S63	石皿	S H35	砂岩	神戸層群
S64	石廬丁	S H42	凝灰岩	丹波層群
S65	砥石	S H45	凝灰質泥岩	神戸層群
S66	砥石	S H49	凝灰質泥岩	神戸層群（三田盆地）
S67	石核	S K54	リソタイト	有馬層群
S69	石廬丁	S D49	凝灰質泥岩	有馬層群
S70	砥石	S H52	砂岩	神戸層群
S71	砥石	S H52	細粒砂岩	神戸層群（三田盆地）
S72	石廬丁	S H55	凝灰岩	有馬層群
S74	石廬丁	S K95	砂質頁岩	丹波層群（裏六甲？）
S78	叩石	S H76	閃緑岩	六甲花崗岩体の一部か？
S79	砥石	S B69	リソタイト	有馬層群
S80	硯	S B70	粘板岩	丹波層群
S81	砥石	P23	安山岩	有馬層群（裏六甲？）
S82	砥石	S E11	凝灰岩	有馬層群
S83	石皿	S E12	流紋岩質溶結凝灰岩	有馬層群

第6節 鉄製品

概要 鉄製品の出土量は総計20点とわずかである。時期としては、弥生時代後期から古墳時代前期と古墳時代後期・平安～鎌倉時代の3時期からなる。

1. 弥生時代後期～古墳時代前期の鉄製品

器種としては、武器・工具・不明品が出土している。

武器 SH06とSH28から鉄鏃が出土している。

M6の鉄鏃については、完存するものではないが、残存長8.9cmと大型のものである。当初、当製品が大型であるため、鉄鏃と考えることに対して疑問もあった。しかし、他に適当な製品が考えられないことと、弥生時代の後期の鉄鏃の類例のなかに大型のものがみられることから、鉄鏃と判断した。特に、鏃身中央部に錆が認められない点は、当代の鉄鏃としての特徴を有しているように考えられる。

M2についても鏃身中央部に錆をもたず、当代の特徴を備えている。

工具 SH06から刀子が、SH23とSH56から鉄斧が出土している。

刀子 M3については、完形でないため刀子と断定できるものではない。刃部に相当する部分においても刃部を形成しておらず、単に平面形のみから判断したものである。

鉄斧 M5とM8の2点出土しているが、それぞれタイプを異にする。

M5は、袋状鉄斧に分類されるもので、刃部幅2.3cm、残存長5.0cmと小型の製品である。大きさから手斧として使用されていたものと推定される。

M8は板状鉄斧と考えられるものである。錆落としの関係で、当初の形状を明らかにすることはできなかった。

不明品 SH07とSK21で出土している。

M4は断面長方形を呈する棒状のものである。厚さ3mmと薄い点特徴的である。M7は、一端に断面三角形状の凸帯をもつ板状のものである。いずれも本来の形態・機能を復元することはできない。

小結 以上、弥生時代後期から古墳時代前期にかけての遺構に伴う鉄製品を概観してきた。これらの鉄製品は、弥生時代後期でも古墳時代に近い時期の遺構に伴っている点の一つの特徴として指摘できる。また、SII06において、鉄鏃と石鏃が共伴している点は、当遺跡における鉄器化の様子を探る上で注目されるものである。

2. 古墳時代後期の鉄製品

出土したのは2点のみである。いずれも農工具に分類されるものである。

U字形刃先 M1はU字形刃先の一部と考えられる製品である。この製品は、古墳時代前半に位置付けられるSH03から出土したものであるが、一般的な傾向として時期的に古すぎる。このため、後世の混入（住居跡埋没過程における混入）と考え、古墳時代後期以降のものとして判断した。

- 打鉄の刃先** M9は、SH76から出土した打鉄の刃先である。5世紀後半に位置付けられる住居跡床面直上からの出土であることから、出土例としては古く位置付けられるものと考えられる。特に、古墳出土のものは比較的多く認められるが、一般集落特に住居跡からの出土である点が注目される。
- 小結** 前代に比べて出土量が少ないが、農工具が出土している点は、当代に溜池とSD83・86の掘削といった比較的大規模な開発が行われた（第6章第3節）時期と合致する点で重要である。

3. 中世の鉄製品

- 概要** 時代的には当代が最も多く出土している。器種としては、武器・農工具・工具・建築具・不明品が出土している。なお、当代については、遺構に伴わないため第3章で報告できなかったIV区包含層中出土のものについてもまとめていくことにする。
- 武器**
- 鉄鏃** 包含層中より1点出土している。一部欠損するものの、鏃身が楕形を呈するものである。全長7.0cmを測り、鏃身の長さは4.2cmである。また刃部の最大幅は2.0cmを測る。
- 農工具** 鋤先がSD113から1点出土している。5.4cm×7.0cmとわずかな小片であるが、一端に風呂呂があるため、鋤先と判断することができた。
- 小刀** 2点出土している。M14はSX08に副葬されていたものである。M21は包含層中から出土したものである。切先のみが残存で、その先端部も欠損している。残存長6.0cmを測る。刃部は断面鋭角三角形をなし、棟幅0.4cm、最大幅（残存中）2.8cmを測る。
- 工具** 刀子が2点出土している。M10はSK112から出土したもので、途中欠損するものの、ほぼ全体がわかるものである。全長18.2cmと比較的大型で小刀に近いものである。M15はSE10から出土している。茎部はほぼ完存するが、刃部は関部近くがわずかに残存するのみである。
- 建築具** 包含層中より鉄釘が1本出土している。（M16 図版176）断面方形を呈する和釘である。先端を欠損し、残存長は2.5cmである。頭部は薄く叩き延ばしL字形に折り曲げている。
- 不明品** 5点出土している。M11はSD113から出土した断面隅円長方形を呈する棒状の製品である。両端を欠損するもので、残存長は7.8cmである。M13はSD115から出土した板状の鉄製品である。周囲は全て欠損している。わずかに湾曲しており、外湾部に断面漏斗形の凸帯が2条で1対となって2対認められる。器種は特定できないが、第3章第6節でもふれたように、鏃の一部とも考えられる。

第6章 遺構のまとめ

第1節 弥生時代～古墳時代前期(川除1～7期)

弥生時代～古墳時代前期(川除1～7期)の遺構は、調査区内に存在している4つの小微高地(小微高地a・b・c・d)で検出されたものと、小微高地b・c・dに囲まれた低地で検出されたものに分けられる。

調査区内に存在している小微高地は、その全体を検出しているわけではなく、例外なく範囲外につづいている。

したがって、それぞれ的小微高地は、その全容を調査してはならず、集落は調査区外につづいていることは確実である。

以下に各小微高地ごとに、この時期の遺構の概要を記述してゆく。

1. 小微高地a

小微高地aは1区に存在する南北に長い小微高地である。この小微高地は調査区外南北にそれぞれのびており、それに伴って遺構もつづいているものと考えられる。

ここからは、川除1～7期の遺構としては、竪穴住居跡31棟、溝10条、土壇18基、掘立柱建物10棟、竪1基が検出されている。

竪穴住居跡 小微高地の西側にかたよって検出されている。

時期的には1期の弥生時代中期以前のものは検出されていない。もっとも古い時期のものとしては、2期に属するSH22と考えられる。この竪穴住居跡は、川除・藤ノ木遺跡で検出された竪穴住居跡でもっとも古い時期のものである。

以下、2期に6棟、3期に1棟、4期に7棟、5期に6棟、6期に5棟、7期に6棟が検出された。

溝 10条検出されているが、全体を検出したものはない。

このなかで目につくのがSD14である。SD14は小微高地を縦断するかたちで南流している。埋土は大きくわけて2層にわかれ、上層より弥生時代後期の遺物が、下層より弥生時代中期の遺物が出土している。したがって、SD14は1期には掘削され、それ以降にも溝として利用されていたものと考えられる。6期までの竪穴住居跡が、この溝の西側に重複しないかたちで構築されており、あきらかにSD14を意識している。この意味でSD14は集落を画する溝であったようである。7期のSH01が、その東側で検出されていることから、この時期にはSD14は廃絶されていたものと考えられる。

このほか、1期に属する溝としては、SD13・15があげられる。他のものは、2期以降に属するものである。

土壇 1～7期のものが検出されている。1期に属するものとしては、SK09・10・11が検出

されているのみで、その数は少ない。他のものは、弥生時代後期～古墳時代前期（2～7期）に属するものである。

獨立柱建物 遺構内より出土した遺物が極めて少ないために、時期としては不確定である。中世の獨立柱建物とは埋土あるいは棟軸の方向性などの違いから区別している。2～7期のあいだにおさまるものと考えている。

墓 木棺墓が1基検出されている。

出土した遺物が少ないため正確な時期は明らかではないが、6期のSH12を切っていることから6～7期のものと考えられる。

2. 小徴高地 b

小徴高地 b は I 区から III 区にまたがっているもので、その徴高地のうちの南半が調査区内におさまっている。



第795図 弥生時代～古墳時代前期の遺構（1）

調査区外北側に小微高地がひろがっていることから、遺構は調査区外に絞られているものと予想される。

ここからは、川除1～7期の遺構としては、竪穴住居跡26棟、溝36条、土坑23基、掘立柱建物4棟が検出されている。

竪穴住居跡 小微高地の全域にわたって検出された。

ここからは川除1～2期のものは存在しない。3期のものが5棟、5期が5棟、6期が4棟、7期が12棟検出されている。全体として西側に6・7期のものが集中している傾向にある。

3期のものの中では、SH52・53の規模が大きく、集落内で中心的な首長層の住居、あるいは集会所的な性格をもった建物であったと考えられる。

溝 弥生時代中期に属する川除1期のものは検出されていない。

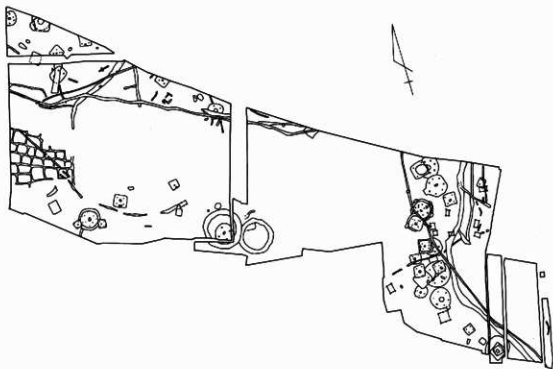
このなかで、小微高地に沿って検出されたSD27が注目される。小微高地の落ち際に掘削されたもので、小微高地bに営まれた集落を区画する溝であろう。3期のSH33を切っているためこの時期以降のものであろう。

他の溝は2～7期におさまるものであるが、出土遺物に恵まれなために時期を特定することは困難である。

一方、小微高地を横断するものも検出されている。これらは、低地の水田に引水するためのものであろうか。

土坑 川除1期のものと2期以降のものに大別される。

小微高地の西側の部分、田区で検出されている土坑は1期のものである。その他は、中



第796図 弥生時代～古墳時代前期の遺構(2)

尖部から東側で検出しているもので、2～7期に属するものである。

掘立柱建物 小微高地の西側の部分、Ⅲ区で検出されたにとどまる。

出土遺物が少ないために、時期を特定することは困難をともなうが、弥生時代のものであることは確かである。ただし、弥生時代中期のものか後期に属するものかは判然としな

い。

3. 小微高地c

小微高地cはⅠ区からⅡ区にまたがるものである。

その北半が調査区内におさまっている。調査区外南側にも小微高地はひろがっているため、遺構は続いているものと予想される。

ここからは、1～2期の遺構は検出されていない。したがって、この小微高地の形成時期は2期以前に遡らないと考えられる。

3期以降のものとしては、竪穴住居跡10棟、溝3条、土壇8基、掘立柱建物1棟、墓3基が検出されている。

竪穴住居跡 10棟を検出している。

川除1～2期のものではなく、3期が2棟、4期のものはなく、5期が2棟、6期のものはなく、7期が6棟検出された。

溝 4条検出しているが、SD55とSD56は一連のものである可能性が高い。時期は出土遺物が少ないために不明確であるが、川除2～7期の範疇におさまるものと考えている。小微高地から低地に向かって北西方向に流れている。低地で検出された水田を切ったかたちで検出された。

土壇 8基検出している。SK44～46は2～6期、SK63は5期、SK64～67は7期に属するものである。

掘立柱建物 1棟の検出である。時期は遺物が出土していないため不明確であるが、2～7期の幅で考えたい。

墓 3基検出している。円形周溝墓が2基と土器棺墓が1基である。時期はいずれも6期であるが、円形周溝墓については主体部が削平のために欠失している。2基の円形周溝墓のうち、SX04よりSX05のほうが後に構築されていることが切り合いにより確認されている。

4. 小微高地d

小微高地dはⅢ区とⅣ区にまたがって存在している。推定であるが、もっとも大きな小微高地である。

遺構はその東端と西端に偏って検出されている。

ここで検出された遺構は川除6期を遡るものはみられない。したがって、この小微高地は川除・藤ノ木遺跡の小微高地のなかでも、比較的新しい時期に形成されたものであろう

と考えられる。

この小微高地の6期以降の遺構としては、竪穴住居跡5棟、土壇11基、掘立柱建物5棟が検出されている。ただし、西端で検出した遺構のなかには7期に属するものは見当たらない。

- 竪穴住居跡** すべて方形のものである。東端に3棟、西端に2棟検出した。時期は川除6期のものが3棟、7期のものが2棟である。
- 土壇** 出土した遺物が少ないため、時期が不明確であるが、川除6期のものと考えている。
- 掘立柱建物** 西端において検出している。竪穴住居跡と切り合いがある。出土した遺物がほとんどないため、正確な時期をあたえることは困難であるが、方向性に竪穴住居跡と共通点があり、川除6期のものと考えている。

5. 小微高地 e

小微高地 e はⅢ区とⅣ区にまたがっているが、その大半は調査区外に存在している。検出された遺構は土壇の1基のみである。時期は2期のものであるため、この小微高地は弥生時代中期にはすでに形成されていたものと考えられる。

しかし、小微高地の中心部は南側に存在しており、調査区内はこの小微高地の縁辺部にあたっているためか、その後は積極的な土地利用はなされておらず、川除2～7期の遺構は検出されていない。

6. 低地

低地では、水田としての土地利用がなされていたことが、断面観察で明らかになっている。

- 水田** 平面的に検出しているのはⅡ区の小微高地 b と小微高地 c の間の低地西側の一部のみである。出土遺物がまったくないため、この水田の時期は明確ではないが、小微高地 c における川除2～7期の生活面からの連続が確認されたため、2～7期と幅をもたせておく。

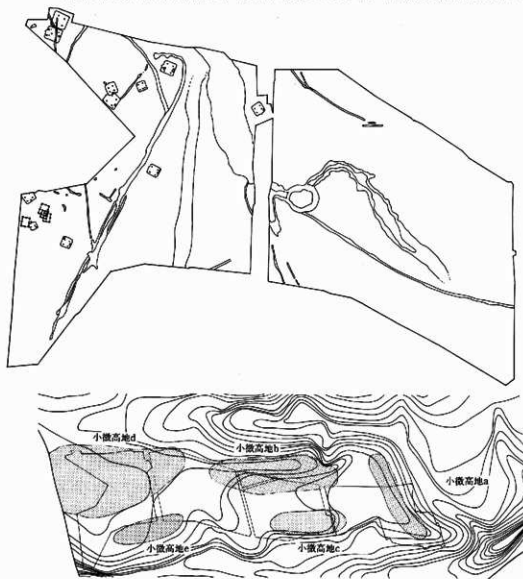
第2節 古墳時代後期（川除8・9期）

川除8期と川除9期は、古墳時代後半に位置づけられるが、両者の間には時間的な空白が認められる。

小微高地c・d・eには集落に関する遺構が、小微高地間の低地には灌漑施設・水田跡がそれぞれ分布している。

8期の遺構 弥生時代の集落が小微高地a・b・c・dに営まれているのに対し、川除8期の居住域は小微高地dに限定されている。調査区外の西方あるいは北方に集落がつづいているのであろう。

9期の遺構 今回の調査においては、9期の集落は検出されておらず、集落の中心がさらに調査区外の北西方向に移動した可能性が高い。この時期には、灌漑施設と水田跡といった生産に関する遺構が確認できるのみである。なお、当該期に属する水田は田区の南東隅に存在すると思われるが、瓦粘土採掘により大半が破壊されており、平面的な調査は行えなかった。



第717図 古墳時代後期の遺構(1)

1. 小微高地 c

8期の遺構は認められない。

9期の遺構には、性格不明の溝SD58があるのみである。

2. 小微高地 d

Ⅲ区には、8期の遺構のみが存在する。SD69・70・72・73などがある。

Ⅳ区では、小微高地dを横断する大規模な溝が数条検出され、多くの遺構はこの溝の西側で検出されている。住居跡は方形のものが11棟検出されており、このうち竈をもつものは9棟を数える。竈の設置場所は、北辺のものが7棟、南辺にあるものが2棟である。

9期の遺構はSD86以外には確認できなかった。

3. 小微高地 e

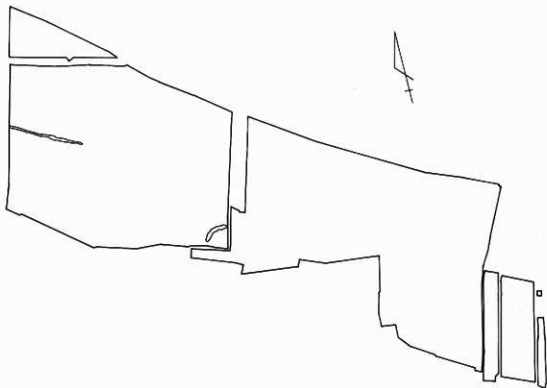
Ⅲ区において、9期に属するSD87・88が検出されているのみである。

4. 低地

8期には、Ⅱ・Ⅲ区で直線的に検出されたSD54、それを切るSD82が検出された。

9期の遺構は、溜池とSD83である。

小微高地dを横断するSD86は、小微高地d・e間の低地に位置する溜池に合流している。この溜池からはSD83へ配水され、その末端はⅢ区南東隅の水田へつづく想定されるため、これらSD86・溜池・SD83は大規模な灌漑施設と捉えることができる。



第790図 古墳時代後期の遺構(2)

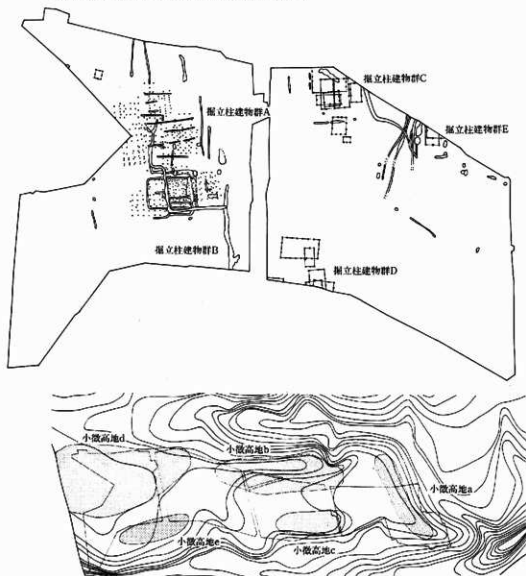
第3節 平安～鎌倉時代(川除11期～15期)

当代の遺構は、その出現時期・内容は異なるものの、各小微高地で検出されている。以下、各小微高地ごとに概観していくことにする。

1. 小微高地 a

川除12～15期の遺構を検出している。遺構としては、掘立柱建物・溝・溝・井戸・土壇・墓を検出した。平面的には、北部と南東部に集中し、南西部で掘立柱建物1棟を検出した。以下、時期ごとに概観する。

川除12期 当該期の遺構は全て南東部に限られる。掘立柱建物とそれに伴う溝・柵を検出している。出土遺物が少ないため時期を特定できない建物もあるが、ほぼ同じ方向性を有していることから、ほぼこの時期におさまるものとする。これらの遺構で、ひとつの屋敷地(掘立柱建物群I)をなしていたものと推定される。



第798図 平安～鎌倉時代の遺構(1)

川除13～14期 北部に限られる。掘立柱建物とそれに伴う櫓・溝・井戸・土壇・墓を検出している。これらの遺構でひとつの屋敷地（掘立柱建物群H）をなすものと考えられる。出土遺物がわずかであるため時期の特定が困難な遺構もあるが、遺構の方向性を同じくすることから、ほぼこの時期におさまるものと考えられる。川除14期に中心があるものと推定される。

川除15期 確実に当該期の遺構と判断できるのは、井戸と柱穴・土壇に限られる。溝については、いくつかは当該期に含まれる可能性をもつものも認められる。また、建物を復元することはできなかったが、いくつかの柱穴において当該期のものが認められることから、未調査区を含めて、屋敷地が前の時期より継続していた可能性がたかい。

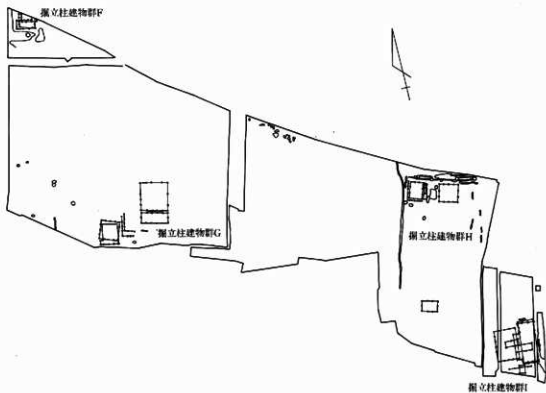
2. 小徴高地 b

川除11期から15期の各時期の遺構を検出している。掘立柱建物・溝・土壇・井戸を検出しているが、小徴高地の東端部・中央部・西端部の3ヶ所に集中している。以下、時期ごとに概観する。

川除11期 当該小徴高地西端部に限られ、SD63・66と一部の柱穴を検出したにすぎない。未調査地を考慮に入ると、当地区に屋敷地（掘立柱建物群E）があったものと推定される。

川除12期 確実に当該期の遺構と確認できるのは、西端部で検出したSK100のみである。

川除13～14期 掘立柱建物・溝・土壇・井戸を検出している。小徴高地中央部と西端部に集中しており、それぞれ掘立柱建物を伴うことから、少なくとも二つの屋敷地（掘立柱建物群E・F）が存在していたものと考えられる。ただし、井戸を除いては、出土遺物が少ないため、川除13期か14期かを特定できるものは少ない。



第800図 平安～鎌倉時代の遺構（2）

- 川除15期 東端部・中央部・西端部の3ヶ所で検出している。
- 東端部 土壌のみを検出している。遺物のごくわずかであるため、遺構の性格を明確にすることは難しいが、屋敷地の周縁の様相をしめしている。
- 中央部 掘立柱建物・柱穴と土壌およびこれらの遺構を区画する鍵形に屈曲する溝状の落ち込みを検出している。ひとつの屋敷地（掘立柱建物群F）の一部と考えられる。
- 西端部 柱穴と土壌を検出している。建物は復元できなかったが、土壌を比較的多く検出していることから、屋敷地のなかでも周縁部に近いものと推定される。

3. 小微高地c

掘立柱建物・櫓・溝・土壌を検出している。（掘立柱建物群G）時期的には川除13期から14期に限定される。建物は、切り合い関係および出土遺物から13期と14期におけることができる。切り合う建物が2ヶ所にあり、その間に櫓があることから、2つの屋敷地が存在していたものと考えられる。櫓についても位置がずれる形で2つ存在することから、2つの屋敷とも13期から14期にかけてほぼ同じ位置で継続して営まれたものと考えられる。

4. 小微高地d

最も多くの中世の遺構を検出した小微高地である。

特に、当該小微高地の中央部を中心とかなりの密度で、掘立柱建物を中心とした遺構を検出している。掘立柱建物の他に櫓・溝・土壌・井戸・木棺墓を検出している。（掘立柱建物群A・B）時期的には、川除11期から14期にあたる。

以下時期ごとに概観していく。

- 川除11期 掘立柱建物・溝を検出しているが、掘立柱建物群Aにその分布が限られる。
- 川除12期 掘立柱建物・櫓・溝・井戸・土壌・土壌墓を検出している。11期同様、その分布は掘立柱建物群Aに限られる。建物と櫓の関係から、少なくとも2つの屋敷地からなるものと考えられる。（後述-第7章第5節）
- 川除13期 掘立柱建物・溝・井戸・土壌を検出している。この前の時期までとは異なり、建物群を中心とした遺構の中心は掘立柱建物群Bに移る。
- 川除14期 前の時期同様、掘立柱建物・溝・井戸・土壌を検出している。位置的にも前の時期とほぼ同じであり、前の時期から継続して屋敷が営まれていたようである。
- 小楠 川除11期から14期にかけて継続して屋敷が営まれており、川除13期と14期が中心をなす。なお、以上の屋敷地の変遷については、第7章第5節において詳しく分析する予定である。

5. 小徴高地 e

掘立柱建物6棟(掘立柱建物群D)と井戸1基を検出している。

掘立柱建物は、一つの屋敷地をなしているものと考えられるが、建物が重複しており、その配置は時期的に変遷したものと考えられる。出土遺物がわずかなため、各建物の時期の特定が困難であり、その具体的な変遷を明らかにすることは困難である。S B43が川除14期であることから、川除13期から14期を中心とした時期の屋敷地と考えられる。

井戸についても、時期を特定できる土器が出土しなかったため、時期を特定することはできなかった。ただし、上記の掘立柱建物群に伴うものと考えられることから、川除13期ないし14期に位置付けられるものと考えられる。

6. まとめ

遺構の清長 以上各小徴高地ごとに、中世(川除11期～15期)の遺構の変遷を中心に概観してきた。各小徴高地に遺構の分布が認められるが、それぞれその出現期・盛行期・消滅期に微妙な差が認められる。しかし、各小徴高地ともその中心をなすのは川除13期～14期と共通している。つまり、川除・藤ノ木遺跡における中世の中心は、当該期にあるものといえよう。

屋敷地 次にそれぞれの遺構群の性格であるが、いずれも掘立柱建物を中心とした屋敷地であることがわかる。各時期のものを合計すると約9ヶ所の屋敷地が想定される。ただし、各小徴高地とも全体を調査できたわけではないため、小徴高地aと小徴高地dではその中心部を検出できたが、他の小徴高地は中心よりやや周縁部に近い位置を検出している。したがって、これらの屋敷地相互の規模は単純には比較できないが、小徴高地a～小徴高地cについては、ほぼ同規模の屋敷地と想定される。これに対して、小徴高地dで明らかとなった屋敷は、その規模・遺物の出土量などから判断すると、前者よりやや際立つ。

景観の復元 以上のことから、川除・藤ノ木遺跡においては、少なくとも9つの屋敷地が点在していたことが明らかとなった。

以下当該期の掘立柱建物について一覧表にまとめておく。

第320表 掘立柱建物一覧表(1)

立地	建物No	規模 (桁行×梁行)	面積 (m^2)	棟軸方向	時期	建物群名	その他
小徴高地 a	S B01	3間 × 3間	41.5	N-20°-E	14期	掘立柱建物群H	3方向に庇
	S B02	4間 × 3間	61.3	N-20°-E	14期	掘立柱建物群H	
	S B03	3間 × 1間	13.6	N-18°-E	14期	掘立柱建物群H	
	S B13	3間 × 2間	29.1	N-73°-W	13-14期	—	
	S B15	6間 × 4間	126.2	N-7°-E	12期	掘立柱建物群I	
	S B16	8間 × 3間	127.3	N-7°-E	12期	掘立柱建物群I	西側に庇?
	S B17	8間 × 3間	126.6	N-8°-E	12期	掘立柱建物群I	雨落ち溝伴う
	S B18	2間 × 1間	12.9	N-85°-W	12期	掘立柱建物群I	
	S B19	3間 × 1間	21.1	N-85°-W	12期	掘立柱建物群I	
	S B20	1間 × 1間	8.2	N-9°-E	12期	掘立柱建物群I	
小徴高地 b	S B21	3間? × 2間?	(25.3)	N-14°-E	13-15期	掘立柱建物群F	北東部未検出
	S B22	7間 × 4間以上	(46.7)	N-72°-W	13-15期	掘立柱建物群F	北側未検出
	S B23	4間 × 2間	24.3	N-76°-W	15期	掘立柱建物群F	

第321表 掘立柱建物一覽表(2)

立地	建物No.	規模 (桁行×梁行)	面積 (㎡)	棟軸方向	時期	建物群名	その他
小 微 高 地 c	S B 24	5間 × 5間	145.2	N-74'-E	13-14期	掘立柱建物群G	
	S B 25	5間 × 2間	55.9	N-75'-E	13-14期	掘立柱建物群G	
	S B 27	4間 × 4間	62.1	N-72'-W	14期	掘立柱建物群G	
	S B 28	4間 × 4間	59.8	N-13'-E	13期	掘立柱建物群G	
	S B 33	3間以上×2間以上		N-18'-E	12-13期	掘立柱建物群E	北側未検出
b	S B 34	3間以上×3間以上		N-15'-E	12-13期	掘立柱建物群E	北側未検出
	S B 35	3間 × 2間	36.3	N-14'-E	11-13期	掘立柱建物群C	
小 微 高 地 d	S B 36	4間以上×6間		N-15'-E	13期	掘立柱建物群C	北側未検出
	S B 37	5間以上×3間	84.7	N-17'-E	11期	掘立柱建物群C	
	S B 38	5間以上×3間	81.5	N-16'-E	12期	掘立柱建物群C	
	S B 39	3間 × 3間	41.3	N-14'-E	11-12期	掘立柱建物群C	
	S B 40	5間 × 2間	46.7	N-74'-W	13-14期	掘立柱建物群C	
	S B 41	3間 × 3間	45.6	N-23'-W	11-14期	掘立柱建物群C	
	S B 42	2間 × 1間	7.5	N-72'-W	11-14期	掘立柱建物群C	
	S B 43	7間 × 4間	134.2	N-68'-W	14期	掘立柱建物群D	
小 微 高 地 e	S B 44	3間 × 2間	34.8	N-17'-E	13-14期	掘立柱建物群D	
	S B 45	3間 × 3間	48.6	N-11'-E	13-14期	掘立柱建物群D	
	S B 46	1間以上×4間	28.2	N-24'-E	13-14期	掘立柱建物群D	南側未検出
	S B 47	1間以上×3間以上		N-81'-W	13-14期	掘立柱建物群D	南側未検出
小 微 高 地 d	S B 48	1間以上×4間以上		N-23'-E	13-14期	掘立柱建物群D	南側未検出
	S B 49	2間 × 2間	16.0	N-15'-E	11-14期	掘立柱建物群A	
	S B 50	2間 × 1間	7.9	N-79'-W	14期	掘立柱建物群A	
	S B 51	2間 × 2間	10.6	N-30'-W	11-14期	掘立柱建物群A	
	S B 52	4間 × 4間	73.8	N-13'-E	11期	掘立柱建物群A	
	S B 53	4間 × 4間	71.1	N-13'-E	11期	掘立柱建物群A	
	S B 54	3間 × 2間	31.0	N-73'-W	13期	掘立柱建物群A	
	S B 55	3間 × 2間	29.2	N-75'-W	12期	掘立柱建物群A	
	S B 56	5間 × 3間	94.3	N-18'-E	12期	掘立柱建物群A	
	S B 57	4間 × 2間	48.4	N-72'-W	12期	掘立柱建物群A	
	S B 58	5間 × 4間	111.0	N-72'-W	12期	掘立柱建物群A	
	S B 59	3間 × 2間	23.1	N-73'-W	14期	掘立柱建物群A	
	S B 60	3間 × 1間	32.2	N-19'-E	12期	掘立柱建物群A	
	S B 61	3間 × 3間	57.7	N-74'-W	13期	掘立柱建物群A	
	S B 62	2間 × 2間	18.1	N-24'-E	14期	掘立柱建物群A	
	S B 63	6間 × 4間	134.9	N-10'-E	13期	掘立柱建物群A	
	S B 64	4間 × 2間	45.6	N-80'-W	12期	掘立柱建物群A	
	S B 65	4間 × 2間	43.9	N-76'-W	13期	掘立柱建物群B	
	S B 66	4間 × 2間	23.0	N-13'-E	13期	掘立柱建物群B	
	S B 67	4間 × 2間	44.3	N-16'-E	13期	掘立柱建物群B	
	S B 68	5間 × 4間	86.6	N-79'-W	13期	掘立柱建物群B	
	S B 69	5間 × 5間	103.2	N-78'-W	14期	掘立柱建物群B	
	S B 70	4間 × 2間	44.8	N-12'-E	14期	掘立柱建物群B	
	S B 71	3間 × 3間	50.9	N-78'-W	13期	掘立柱建物群B	
	S B 72	4間 × 4間	87.4	N-12'-E	14期	掘立柱建物群B	
	S B 73	2間 × 2間	24.8	N-12'-E	14期	掘立柱建物群B	
	S B 74	5間 × 3間	79.6	N-15'-E	13期	掘立柱建物群B	
	S B 75	6間 × 4間	36.4	N-72'-W	14期	掘立柱建物群B	

第7章 遺跡の検討

第1節 竪穴住居跡について

当遺跡では、小微高地a・小微高地b・小微高地c・小微高地d上でそれぞれ31棟・26棟・10棟・16棟の合計83棟の竪穴住居跡が検出された。これらは川除2期から8期にかけて営まれたものである。

以下においては、まず、住居の形態や規模、屋内施設の用途などについて概観したうえで形態分類を行う。次に、住居内における床面利用について若干の指摘を行い、最後にそれらをふまえて竪穴住居跡および竪穴住居跡群の変遷について触れることとする。

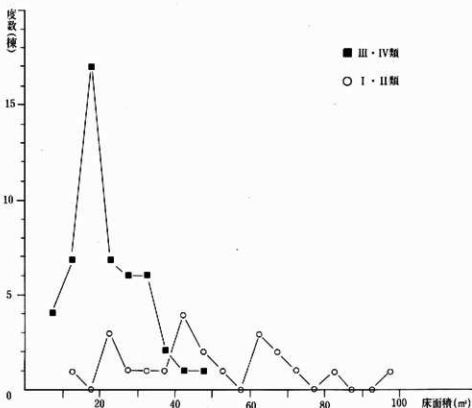
1. 竪穴住居跡の形態と屋内施設

平面形

周壁の平面形による分類を行うこととする。不整形な平面形をもつ資料もあるが、大きく分けて円形・多角形・隅門正方形・隅門長方形の四者の存在が知られる。以下、記述の煩雑さを避けるため、これらを順にⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類、Ⅳ類とよぶこととする。

今回の調査では、Ⅰ類24棟、Ⅱ類1棟、Ⅲ類53棟、Ⅳ類4棟が検出された。

Ⅱ類はSH06の1例のみであり、七角形という特異な形態を示す。兵庫県下では初の検



第801図 竪穴住居跡の平面形と床面積

出例である。

Ⅲ・Ⅳ類については、正方形と長方形の区別が困難な資料を含むことから、長辺の短辺に対する比率が1.20を越える4例を隅円長方形すなわちⅣ類とすることとした(第802図に■で示したもの)。

床面積

時期別の竪穴住居跡の床面積については後述するが、ここでは床面積の判明するⅠ・Ⅱ類の22棟、Ⅲ・Ⅳ類の51棟を取り上げ、周壁平面形と床面積の関係について第801図を作成した。なお、床面積の計測は、プランメーターを使用し、周壁溝をもつ住居跡については、その部分を除外している。

その結果、周壁の形態は床面積と無関係ではないことが判明した。Ⅰ・Ⅱ類が顕著なまとまりをもたずに10～100㎡までひろく存在していることに比べれば、Ⅲ・Ⅳ類が10～35㎡付近に集中し、最大のものでも50㎡程度と小規模なことが分かった。

ただし、この床面積は住居として有効に利用できる屋内の広さを示しているわけではなく、後述するように、主柱が周壁に寄せて配置されるものの有効面積は相対的に広く復元されるであろう。第801図は、そうした問題を無視したものであることに注意したい。

屋内施設

屋内からは、柱穴や周壁溝のほか、中央土壌をはじめとする土壌やベッド、竈などが検出された。以下、これら諸施設の用途を含めて概観することとする。

中央土壌

Ⅰ・Ⅱ類のすべてと、Ⅲ類の一部において認めることができ、さらに中央土壌を取り巻く形で土手を設けるものが存在する。この土手は、壘土によるものと地山の削り出しによるものの二者があり、当遺跡においてはⅠ類のもの8棟にしか認められないが、他遺跡ではⅡ・Ⅲ類にもしばしばみられるものである。

中央土壌の機能は、灰穴炉であるという見解が一般的になりつつある¹³⁾。当遺跡においては、土壌底から薄い炭層が検出されたものが少ないながらも10例を数える。このうち、不意の出火により焼失した住居跡(後述する①タイプ)4棟の中央土壌には、すべて炭層が確認された。また竈と中央土壌をあわせもつ例が皆無であり、竈が炊飯の機能をもつ施設であること、屋外で火を使用した痕跡がまったく認められなかったことを考えあわせれば、屋内中央に位置する土壌については、炊飯をはじめとする、炉としての機能を考えるのが自然である。

中央土壌の炭層の薄さについては、住居跡内の埋土の土圧の影響、あるいは住居の建て替えに伴って部分的に炭が搬出された結果である可能性が考えられる。

土壌

中央土壌以外にも、①、主軸上の壁際、②、床の一角に土壌が設けられている例が少なくなく、①・②の組み合わせをもつものも認められる。これらは、一般に貯蔵穴とよばれることが多いが、その機能については明らかになっていない。

この土壌のあり方には規則性が認められる。Ⅰ類では、SH52が浅い土壌をもつ他は、いずれにおいても検出されていない。

これに対して、Ⅲ・Ⅳ類の住居跡では49棟のうち35棟が土壌を備えている。①のみもの、②のみもの、①と②を併設するものなどがみられ、その設置形態には特定時期を示唆するバリエーションがある。この変遷については後述する。

これら土壌の用途に関しては、遺物の出土状況から以下のように推測される。

S H76・S H47は、土器を多く出土したⅢ類の焼失住居跡（後述する④タイプ）である。これらは①および②の土壌を各1個付設しているが、床面から大量の土器が出土したにもかかわらず、土壌内からの遺物の出土は皆無であり、また火を使用した痕跡も確認できない。これは、当遺跡の焼失住居跡以外でも認められる現象である。このことから、何らかの内容物を納めた土器が本来あったとは考えがたく、遺存しにくい有機物などを直接貯蔵した施設であることが推測されるものである。

張出し部 張出し部をもつものが数例確認されている。Ⅰ・Ⅱ類には6棟が認められるのに対し、Ⅲ・Ⅳ類には認められない。

張出し部の形態には二種類あり、①、長さ1m前後、幅2.5m前後の台形を呈するものが5棟（S H06・16・27・52・53）、②、長さ0.4m、幅2.4mの小規模なものが1棟（S H22）ある。①については、床面積45㎡以上の大型のものに限られ、②のそれは21㎡程度と小規模である。

なお、S H52は二方向に張出し部が確認された極めて特異な例である。この住居跡は、いわゆる焼失住居であるため、西側に位置する張出し部には、河内産の大型広口壺が2個体置かれていたことが判明した。この住居に周境を想定するならば、この張出し部は住居外に突出するものではなく、住居内において周境が途切れたやや奥まった空間に相当し、何らかの貯蔵空間と捉えることができる。

貯蔵物の特定は困難であるが、土器の特徴と当住居跡の性格から推測したい。この土器が河内産であることから、河内からもたらされた物資を納めたとも考えられるが、ここでは土器の容量に、より注目すべきであろう。874が26.3ℓ、875が94.0ℓとかなり大容量である。当住居跡においても、他の同時期の遺構においても、これほど大型の土器は認められておらず、通常使用される土器とは性格を異にするものであることが分かる。また、当該期の高床倉庫の確定ができない現状においては、集団の共有物である穀類あるいは播種用の種籾を納めたものと考えるのが自然であろう¹⁰。S H52は、その規模から一般の住居ではなく、集団共有物を保管するような場、すなわち首長層の住居あるいは共通の集会所などの、きわめて限定された性格をもった施設と考えられる。このことも、以上の推測を裏付けるものである。

張出し部の機能については、入口説を含め諸説あるようだが、以上のようにS H52の事例は、張出し部が貯蔵場所として使用されたことを示している。S H52は先述したように特殊な住居であろうが、他の一般の住居の張出し部においても、物置き場として使用されるものが含まれることは想定されてよい。

なお、当遺跡の住居跡においては、梯子を支持する施設や床面の硬化部分などの検出ができなかったことから、入口部分を特定できた資料はない。

ベッド Ⅰ～Ⅳ類すべてにおいてベッドを付設したものが知られる。

Ⅰ類に設置されたベッドは、全周するもの、部分的にベッドを欠くもの（S H52）、全周するベッドの上にさらに高い寝所状の施設を数ヶ所設置しているもの（S H25）などがあるが、量的な傾向を示すだけの資料数はない。

Ⅱ類のベッドの平面形は、周壁の平面形と相似であり、なおかつこれら内外の辺間角が

平行していることは、他の遺跡例と同様である。また、若干の例外を除き、県下のこの種の住居跡においてはベッドをもつことを通例とするようである¹³⁾。

Ⅲ類のベッドは、全周するものであるが、住居主軸上の壁際中央に位置する土城部分のみ途切れるものがある。

Ⅳ類のベッドは、1例しか確認されていないが、一短辺に付設されているものである。

SH52を除くすべてのベッドは、Ⅰ～Ⅳ類を通じて、主柱穴から周壁までの幅をもつことを通例とし、周壁とベッドの内側は平行している。すなわち、Ⅰ類のベッド内壁は曲線を描き、Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ類は直線的であることを原則としている。

なお、ベッドの形成には地山の削り残しによるものと、盛土によるものの二者があるようである。ベッドをもつ住居跡は合計13棟検出され、このうち、地山の削り出しによるものが11棟と多数を占めている。盛土によるベッドには、SH64のようにベッド内側に全周する幅の狭い溝を伴うものがみられる。この溝は盛土の上留めの板材を設置するためのものと考えられ、周土入相遺跡（赤穂市）の竪穴住居2では、板材の痕跡が明瞭に確認された¹⁴⁾。しかし、一方でSH52のように盛土によって形成されたベッド内側に溝をもたないものも存在する。これは、下層に存在するSH53の地山削り出しベッドに部分的に盛土を施すことから、土留め板を必要としなかったためと考えられる。ベッドの構築にあたり、崩壊のおそれがあると判断されるものについて、土留め板を用いた補強を行ったもので、随時必要に応じて採用された方法であろう。

ベッドの用途は、屋内区分の一施設とする考えが一般化している¹⁵⁾。当遺跡でのあり方からは、土器の保管場所あるいは寝所を含む多様な利用のされ方を考えてよさそうである。前者については、焼失住居の土器がベッド上の数ヶ所に点在することから明白であり、後者についてはSH25例をこのことの積極的な証左として挙げることができる。

住居規模とベッドの関係についていえば、Ⅰ・Ⅱ類のベッド付設住居は65㎡以上の大規模住居に限定されるが、Ⅲ・Ⅳ類では大小の別がないようである。このため、ベッドを居住者の階層を反映した産物と捉えることは不可能である。

周壁溝

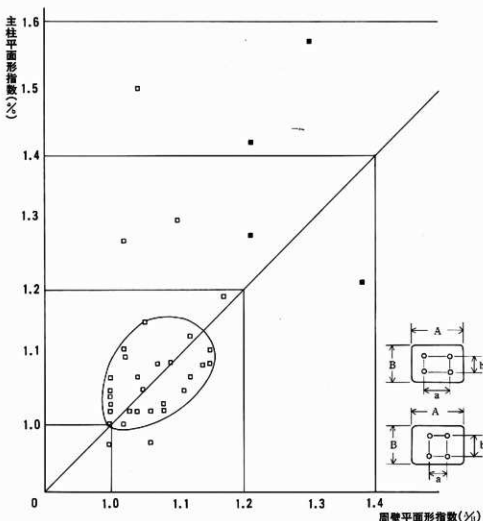
周壁溝の機能は一概に捉えられないが、当遺跡では周壁内側に巡る板壁¹⁶⁾の痕跡と思われる例が確認できたものが複数あり、それについては周壁の内壁を支える板材を打ち込むための機能が周壁溝に与えられてよい。例えば、SH33については、腐朽した板材が周壁に接してシルト化していることにおいて確かめられたし、焼失住居であるSH52では、炭化材が周壁に密着して立てられた状態で検出されている。ただし、周壁溝の存在するものすべてに、これらの板壁が存在したとは断定できない。

主柱穴

SH36では、下端がV字形に尖る柱根が2点遺存していた。樹種はクヌギ類である。

主柱の数と配置については、Ⅰ類には4本～8本ものがあり、Ⅱ類には七角形の平面形に対応して7本柱が採用される。Ⅲ類は主柱穴の確認できなかったSH44、2本柱のSH15を除けばすべて4本柱である。Ⅳ類は2本のものど4本柱のもの他、竪穴内には主柱をもたないSH51の例などがある。

Ⅰ・Ⅱ類の住居の主柱は、床面中央を中心点とした同心円上に配置されるのが通例である。しかしながら、SH52は当遺跡で通常みられる、同心円状の主柱配置をとらない特異



第802図 III・IV類竪穴住居跡の形態と主柱配置

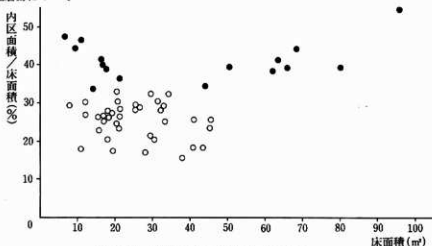
な例と捉えられる。

I類の4本柱住居においては、柱を結ぶ四角形における長辺と短辺の長さの差はほとんどみられず、その比率は1.00～1.10の間にすべておさまる、すなわち正方形を指向するものである。これに対し、III・IV類の主柱配置については正方形になるものばかりではないことが分かった。第802図をみれば、周壁の長辺と主柱間隔の短辺が平行するSH71・72があったり、周壁が正方形に近いにもかかわらず、主柱で結ばれる空間(以下、内区とよぶ)が長方形になるものがあるなど、周壁平面形と内区が相似形を示さないものを少量ながら含んでいることが明らかである。

次に、主柱の配置場所を捉えるために、内区の占有面積を取り上げることとする。第803図は、内区に対床面積比と、床面積の関係を示すものである。これをみれば、床面積の大小に関わらず、内区は20～30%の割合であることが多いが、内区が床面積の1/3をこえるもの(●で示したもの)の存在が分かり、これは、①、床面積の狭いもの、②、床面積の大きいものの二つのグループに大きく分かれて集中している。

内区に対床面積比が大きくなることは、主柱の位置が周壁方向へより近く定められることを意味していることから、この現象の解釈については、想定される周壁の高さと柱材の

第1節 竪穴住居跡について



第803図 竪穴住居跡の床面積と支柱配置

長さによる原因が求められそうである。すなわち、①については、床面積が狭いことにより、竪穴掘削に伴う排土量が相対的に少なく、したがって周堤が低いことが考えられる。このため、床面から一定の高さの屋内空間を確保するためには、極端に長い柱材を使用しないかぎり、必然的に柱の位置を周壁に、より近づける必要がある。②については、①と同様の理由で高い周堤が想定できるため、仮に床面中心付近に支柱を配するなら、その支柱は極端に高くしなければならず、また垂木の長さも長大なものになってしまう。このため、屋根を葺くためには周壁に近い場所に支柱を配置しなければならなかったものと考えられる。②タイプにおいては、他遺跡でしばしば支柱と考えられる柱穴が中央土壌の周囲に認められるため、上屋構造が一般の住居と異なる可能性がある。

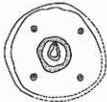
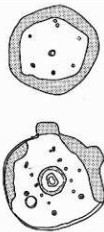
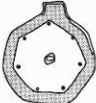

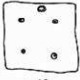




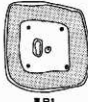
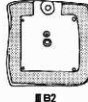

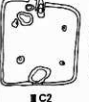

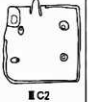
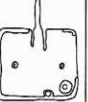


形態分類

周壁の平面形からは、先述したようにⅠ-Ⅳ類に分類でき、さらに、周壁際にベッドをもたないものをA類、ベッドを付設するものをB類、ベッドをもたずに竈を設置しているものをC類とし、これらの組み合わせによりいくつかの型式を設定することとする。

当遺跡では、ⅠA類・ⅠB類、ⅡB類、ⅢA類・ⅢB類・ⅢC類、ⅣA類・ⅣB類が認められた。

さらにⅢ類の住居については、中央土壌の有無、土壌の有無とその位置などを考慮してさらに以下のいくつかの型式に分類した(第804図)。

- A 1 : 中央土壌も土壌ももたないもの
- A 2 : 中央土壌はもたないが、主軸上の壁際中央に土壌をもつもの
- A 3 : 中央土壌のみをもつもの
- A 4 : 中央土壌と、主軸上の壁際中央に土壌をもつもの
- A 5 : 中央土壌と、床の一角に土壌をもつもの
- A 6 : 中央土壌と、主軸上の壁際中央および床の一角に土壌をもつもの
- B 1 : 中央土壌と、それに隣接する長楕円形の浅い土壌がセットになるもの
- B 2 : 中央土壌と、主軸上の壁際中央に土壌をもつもの
- C 1 : 主軸上の壁際中央のみ土壌をもつもの
- C 2 : 主軸上の壁際中央と床の一角に土壌をもつもの
- C 3 : 床の一角のみに土壌をもつもの

	A (ベッドをもたない)	B(ベッドをもつ)	C(櫃をもつ)
I (円形)			
II (多角形)			
III (隅円正方形)	     	      	
IV (隅円長方形)			

第04図 壘穴住居跡の形態分類

2. 竪穴住居跡の床面利用

焼失住居

焼土などとともに床面に多くの炭化材が出土しているものを指して焼失住居跡ということとする。当遺跡では、このような、火災に遭った、あるいは故意に火を放ったと思われる住居跡が9棟確認された。以下では、この種の住居跡の分類を行い、その観察から屋内の利用区分について考える材料を得ることにつとめたい。

これら焼失住居跡は、土器の出土状況によって次の2つの類型に分類できる。

- ①、多くの炭化材とともに、床面直上で多量の土器が出土するもの。SH06・34・47・52・76がある。
 - ②、多くの炭化材は検出されるが、土器が数個体と少ないもの。SH22・35・44・68が該当する。
- ①と②に共通して指摘できることは、土器がベッド直上あるいは床面直上の周壁際から多く出土することである。

①と②の差異を住居の廃絶理由という点からみれば、①は不意の火出で土器などの生活用具の持ち出しさえできなかった状態を示すもので、②はある程度の土器を撤出したのちに何らかの理由で住居に火を放ったものと考えられる。ただし、②については、不意の火出による火災が鎮火したあと、必要な土器を持ち出した可能性も考えられなくはない¹⁷⁾。①タイプは、当時使用されていた生活用具の内容や、保管・使用の場所などを示す点で貴重な検討材料である。

また、川除8期を除く①タイプの焼失住居跡では、台石が残らず確認できることから、弥生時代後期から古墳時代前半の住居跡にあっては、台石が不可欠な住居構成要素の1つであったことが分かる。

②は先に述べたように土器の撤出を行った可能性の高い住居である。SH44で台石が検出されていないが、土器とともに持ち出されたということも想定される。

床面の利用

次に、これら焼失住居に伴う遺物の出土状況をもとに、床面の利用区分について考えてみたい。

土器

SH06は①タイプの焼失住居跡である。この住居に伴う貯蔵用の壺の位置などの詳細が不明であるが、土器類は鉄器とともにベッド上の数ヶ所にまとめ置かれていた。なかでも注目されるのは、周壁際において、鉢数個体、甕1個体、高環1ないし2個体という、炊飯および食事に関する土器の一括出土が2セット認められたことである(第46図)。この両者は器種構成や法量の点で大きな差異を示すものではない。このように、炊飯および食事に用いられたであろう土器が2組存在することの意味については明らかにすることはできなかったものの、土器の保管においては、用途別あるいは器種ごとではなく、使用時の組み合わせを重視する意識が強かったことを示す事例であろうか。

SH52も①タイプの焼失住居である。ここでは、先述した西側張り出し部の大型土器以外は、比較的散在する傾向を示すが、2点の砥石はもう一方の張り出し部付近から出土しているため、一括保管されていたことが想定できる。

川除8期に属するSH76では、いずれも外区に遺物が集中している。なかでも、竈に向

かって右側に土師器、左側に須恵器が集中しているが、須恵器の蓋環が一角にまとめられていることを除けば、器種ごとの明瞭な集中は見出せない。竈の出現に伴って、容器の場は竈と貯蔵穴周辺に集中するとされている¹⁹⁾が、当住居においてはこれにあてはまらないことが判明した。

これら3例の①タイプの焼失住居跡においては、ベッドの有無に関わらず、内区からの遺物の出土は少なく、その多くが外区それも周壁際で確認されたものである。

台石 台石については、出土住居跡8棟のすべてにおいて内区から出土していることが分かる。主柱を結ぶ線上に位置するものが4例(SH22・23・35・68)あり、主柱の1つに近い内区側に置かれるものが3例(SH34・47・52)、中央土壌に比較的近い位置で出土したものが1例(SH06)ある。ただ、この出土位置の違いにいかなる意味があるかは不明とせざるを得ない。

内区 台石は、SH35で石皿として使用されたことが推測されているが、他にも多様な使用が考えられる作業台である。内区における床面の硬度などは確認できなかったが、台石が存在すること、中心に炉と考えられる中央土壌が認められることから、内区は炊飯をはじめとする諸作業の場として使用される土間的な空間と考えてよいであろう。

I類の住居のなかにはSH48のように、内区の90%近くを土手付設の中央土壌が占めてしまう例が存在する。これについては、内区の作業空間が存在しない分、外区の面積を比較的広くとることによってそれにかえている点で、厳密な内区と外区の利用区分がないことを示す事例と考えられなくもない。しかしながら、I・II類では、内区に占める中央土壌の比率については50%以内におさまっており、また、III・IV類でも30%以内に限られることから、SH48を例外的なものとして捉えることとする。この原因については、建て替え前の大形住居跡SH49の中央土壌を引き続き使用したであろうことが考えられる。

外区 外区については、ベッドの有無に関わらず、遺物の保管や寝所として利用される空間であることが推定された。

先述したように、当遺跡では入口部分の特定できた住居跡は検出されなかった。このため、紅江山遺跡や芝谷遺跡(高槻市)¹⁹⁾などで、入口からみて左奥の部分に土器の集中が認められたというような、土器保管場所と入口における位置関係は把握できなかった。

3. 竪穴住居跡の変遷

先に述べた竪穴住居跡の形態や屋内施設の概要をもとに、当遺跡における竪穴住居跡の時間的な変遷を示す(第805・806図、第322表)。

おおまかな傾向については大過ないと考えられるが、これらの表や図は、比較的残存状況の良い住居跡しか取り上げていないこと、住居跡内に遺存している土器が必ずしも豊富でないことによって時間的な位置づけが不確かなものを含む点をあらかじめことわっておく。また、第322表の各時期のなかで取り上げた住居跡の配列は、細別時期の新旧の順を表しているのではなく、諸属性の傾向を捉えやすいように意図的に行ったものである。

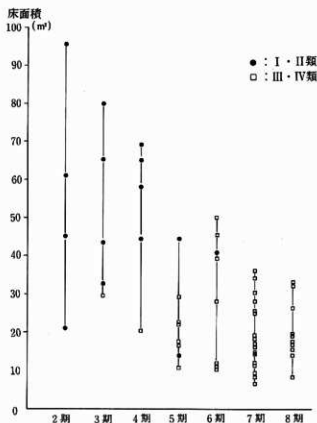
以下、床面積を含めた住居跡の諸属性の変遷に触れることとする。

面積

弥生時代後期後半の住居跡規模の縮小は既に指摘されているところであり、都出比呂志

氏はこの理由について、階層分化の進行に伴って、首長層が一般成員とは別の場所に、平地式住居を主とする居館を構え、またこの小規模化した竪穴住居は、当時の一般成員の最も基礎的な単位を表現するものではないかと推定している¹⁰⁾。

当遺跡のあり方をみれば、大型住居の存在が5期以降に認められなくなることが確かであり、時期が下がるにつれて床面積の規模が小さく、そしてまとまりをもつことが分かる。このことは一般成員の住居規模の縮小化を示すものと考えられる(第805図)。



第805図 竪穴住居跡の時期別床面積分布図

平面形 I類は、2期から6期に限定され、7・8期には、III類が完全にこれにとってかわっている。この変化は漸移的なものであり、5期にはI・III類の数はほぼ同数である。

張りし部 I類にしか設けられていないことと関連するのであろうが、当遺跡では4期までしか確認されておらず、5期以降の検出例は皆無である。

ベッド I類のベッドは4期まで存続し、III類のものを含めても6期までしか認められない。

中央土壌 中央土壌は7期まで存在し、8期における竈の出現とともに消滅している。この中央土壌には、周囲に土手をもつものが確認されているが、これは6期には消失する。

屋内土壌 先述したように、特異なSH52を除けば、I類には屋内に中央土壌以外の土壌をもたないようである。5期まではIII・IV類とも、屋内に土壌を付設することは認められない。

これに対し、6期には周壁際の辺中央に土壌を設置する例が出現する(III A 4類)。

そしてつづく7期には、III A 4類のほか、床面の一角に土壌を設けるものが増え、主軸上の土壌もあわせもつ例が確認できる(III A 2・5・6類)。このあり方は、8期のものと大きな差がないが、8期には屋内土壌をもたない住居は存在しない点で区別される。

竈 既に述べたように、中央土壌と共通の使用目的が考えられるため、これと補完的な関係が明瞭にみられる。なお、8期以前の竈は確認されなかった。

台石 2～7期の①タイプの焼失住居跡すべてから、台石が出土しているが、8期には認められないことが分かった。

土器の保管 1例ずつの比較なので不確定であるが、使用時のセットを意識した4期の例と、器種ごとにまとまって出土した8期の例が、時期的な変化を示す可能性がある。